

第499回（定例）福崎町議会会議録

令和3年9月21日（火）
午前9時30分開議

○令和3年9月21日、第499回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第1号	9番	植岡茂和	(1) 農業について (2) 都市計画道路について
第2号	6番	牛尾雅一	(1) さるびあドーム周辺施設の管理運営について (2) 八千種地区の地域振興について
第3号	5番	河嶋重一郎	(1) 農業問題について (2) 地域振興について (3) 安全安心のまちづくりについて
第4号	3番	大塚記美代	(1) いじめ防止対策について (2) 防災の観点から役場や駅が中心のコン

パクトシティについて

- 第5号 4番 吉高平記
- (3) 農業基盤の整備と新しい農業経営の展開について
 - (1) コロナ感染症関連 対応人員・負荷具合について
 - (2) コロナ感染症関連 PCR検査の費用負担について
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の消防団への実績雨量データ提供について
 - (4) 七種山登山道の草木落葉等の清掃について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
1番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
質問の項目は
1、農業について
2、都市計画道路について
以上、植岡議員。

植岡茂和議員 おはようございます。

議席番号9番、植岡茂和です。

議長の許可をいただきまして、通告を基本に一般質問をさせていただきます。

5月の臨時議会で自己紹介をさせていただいた折、私は福崎町を皆さんと元気なまちにしたいと申し上げました。今回、町制65周年を迎えた福崎町をこれからはすばらしい町にしていくため、やらなければならない課題に向き合い、一歩ずつ確実に進められるよう具体的な提案をし、元気なまちづくりを進めていきたいと、今は考えているところです。町民の皆様の信頼を得られる働きをお見せできるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問を始めます。

福崎町には、商業地域、工業団地、豊かな農地があります。全てが福崎町の魅力であり、全てが町民の生活に密接しています。この中でも、私が多く頂いた声は、農地の問題です。

跡継ぎがない、草の管理に困る、誰か田んぼしてくれへんかと、そういう声を、農地に対する不安をたくさん頂きました。農地を諦めたいのではなく、担い手や活用法が見つからない農地を放っておけないので、もう手放したいと考える

方もおられます。

既存の営農組合さん、大型農家さんの協力で、多くの農地は守られておりますが、ますます個人農家さんの離農が進み、耕作放棄田が増えていく今、耕作放棄田を減らすため、福崎町でも工夫をしていただきたい、共に考えたい点があります。それを提案し、前向きな答弁を頂きたいと思います。

1つ目の質問です。

初歩的な質問で恐縮ではありますが、町で集積した農地をどのように活用していくのでしょうか。

さらに、具体的に面積割合はどういったものでしょうか。

答弁よろしく申し上げます。

農林振興課長 国は、担い手への農地集積を、令和2年現在57%から、令和5年には80%に拡大するよう、強力に推進をしております。県におきましては、令和2年度24%を、令和12年度に66%にするという目標があります。

農地中間管理事業におきまして、農地中間管理機構が農地を借り受けて、人・農地プランによって位置づけられた地域の担い手に安心してまとまった形で貸し出して、集積・集約化を促進しているところで、福崎町では平成26年度にこの事業に着手しまして、板坂営農組合を初め、他の営農組合等が活用し、約130ヘクタールを集約しております。中間管理機構を通さない分も含めると272ヘクタールとなり、集積率は39%となっております。

農地面積の割合につきましては、水稻が158ヘクタールで52%、小麦58ヘクタールで19%、もち麦49ヘクタールで16%、野菜等26ヘクタールで8%、その他保全管理16ヘクタール、5%となっております。

植岡茂和議員 ありがとうございます。

今、答弁頂いた中で、人・農地プランが出ましたので、簡素な形で構いませんので、ちょっと人・農地プランの説明をよろしく申し上げます。

農林振興課長 人・農地プランは、地域の皆さんの話し合いによりまして、地域農業の中心となる経営体、地域農業の在り方、中心経営体へ集約する農地等、5年後、10年後の将来方針を明確化するものでありまして、現在、町内で18集落が作成しております。

植岡茂和議員 現在、町内で18か村と説明がありましたが、人・農地プランを提出されている、中身もちょっとご覧になっていると思うんですけど、人・農地プラン、プランの実質化が事業支援の要件となると思います。

あくまでも各自自治体が主となって進めなければならないものだと思うんですが、目を通した中で、人・農地プランを実質化する上での課題、共通点、お気づきになった点があれば回答申し上げます。

農林振興課長 やはり集落ぐるみでの話し合いが大切と考えております。集落の皆様の意見集約にはアンケートを利用されておきまして、アンケートの意見にも対応はしておりますけれども、女性や若者、非農家など、いろいろな方を巻き込んで大いに議論することによって、プランの方向性が共有されるのではないかと考えております。

農業所得の低迷、従事者の高齢化、人口減少、定年延長など、担い手不足が課題となっている集落がほとんどではないかと考えております。だからどうするかともう一步踏み込んだ議論ができれば、よりよい方向に向かうのではないかと期待しております。

それから、人・農地プランによって農地を営農組合とか大規模農業者に集約して、作付に集中していただいて、水路や農道の管理、法面の草刈り等につきまし

ては、多面的機能支払制度を効果的に利用していただきたく、その制度の中の地域資源保全管理構想についても同時に検討していただければ、農業者と地域住民の協働や連携によりまして、農村環境が守られていくものと期待しております。

また、出来上がったプラン等につきましては、地域の情勢や社会の変化によりまして更新も必要になってきます。会議のための図面等の資料の作成、それから制度の概要、先進地の事例の紹介等、声かけいただければ説明に伺いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

植岡茂和議員 人・農地プランを提出されている集落の課題として、担い手不足とかがあると。逆に担い手不足によって人・農地プランを提案できない自治会も、当然出てきていると思います。だからどうするのかと、先ほどの課長の答弁と一緒に課題が残るんですが、なかなかすぐには解決できないものだと私も思っております。なので、ずっと向き合っていないといけないなどは考えています。

お答えいただいたように、地域の情勢変化でプランの更新等も必要になると思いますので、どうか自治体から声をかけられた場合は、協力をお願いしたいと思っております。

勉強不足で恐縮なんですけど、答弁にありました多面的機能支払について、簡単に構いませんので、ちょっと説明をお願いします。

農林振興課長 多面的機能支払制度というのは、農地や農村が持つ多面的な機能の維持、それから発揮を図るために、地域の共同活動を支援するために、水路やため池、農道など、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された補助金制度でして、福崎町では26集落が取り組まれております。

植岡茂和議員 ありがとうございます。また、私ももっと勉強していかないといけないことなので、また伺って勉強させていただきたいと思っております。

先ほども何度も口にさせていただいているんですけど、担い手の確保・育成が大事なことだと本当に思いますので、担い手の確保・育成に必要なことは何かと考えました。

担い手の確保については、作物を作ってみたいという考えの方には農業体験、農業に参入したいと考えてくださっている方には就農相談会、機械や乗り物に興味があるという方には農業機械試乗会等を企画して、農業への興味をもっとたくさんの方に持っていただく機会を増やしてみてもどうかと考えますが、どうでしょうか。

農林振興課長 大変いい企画であると考えております。しかしながら、町単独で実施するには、どれくらいの人数的の方が参加していただけるのか、どれくらいの費用がかかるのか、ノウハウなど、見えない部分がたくさんあります。

農林振興課窓口や電話での農業体験や就農相談につきましては、県に農業大学や就農相談の専用窓口もありますので、そちらと連携して相談者に対応しているのが現状であります。

専用窓口でありますひょうご就農支援センターでは、随時相談を受付しており、研修会や相談会の情報も発信しております。町ホームページからリンクできますように手配します。

植岡茂和議員 確かに、答弁いただいた、どれくらいの人数的が来てくれるかっていうのは、本当に気にはなるところですけども、1人からでも、興味を持ってもらうということは、すごく大事なことだと私は考えております。私もいろいろ協力して企画できればと考えておりますし、まずは答弁いただきました町ホームページの整備等、どうかよろしく願いいたします。

もう、ほんまにきっかけは多いほうがいいです、本当に。私の友人は、農業自

体にはそんなに興味がなかったんですけど、農業機械に興味があるという友人が
いまして、運転作業、機械修理がしたくてという理由で農業を始めたというきっ
かけの方もおられます。

だから、どのような角度で農業に興味を持ち、魅力を感じるかは多種多様であ
ると思うんで、コロナ禍の今ではなかなか難しいですが、地域振興にもつながる
と思いますので、イベントの提案など、これから取り組めたらなと思います。

20代、30代の農業に携わっている友人や、農業に興味のある友人とざっく
ばらんに話をさせていただきましたところ、福崎町の農地がどうなるか、農地を
どう守れるか、今の農地を支えてくれている農家さん、営農組合さんのように、
多くの面積を支えることはできなくても、自分にはこんなことができるんじゃない
か、機械で草刈りぐらいならできるんじゃないかなどと、そういう提案も、い
ろいろ頂きました。

なので、ざっくばらんに話ができただけからこそ出た意見かもしれないんですが、
若い世代から農業に対する意見を聞ける機会を増やしていければと考えますが、
町としてはどう思われますか。

農林振興課長 これから町の農村環境を守っていくためには、若い世代の農業に対する思いを
施策に反映することが、重要かつ不可欠であると考えております。福崎町では、
令和2年度から営農組合の広域化の検討業務を行っておりまして、1年目は集落
間の耕作に関する連携状況、営農形態の基礎資料を整理しまして、広域化した先
行事例等の分析を行っております。

今年度は、10年後も集落で農業を継続しているであろう農業者、若手になる
んでしょうか、この方たちに、これからの農業継続について必要と考えられる集
落・町の支援や協力はどのようなものがあるのか、意見を聞く機会を設ける予定
としております。

アンケートの調査後にワークショップ等も開催したいと考えておりますので、
ぜひ多くの方の参加を促していただきたいと思いますと考えております。

植岡茂和議員 アンケート調査の範囲を広げるためにも、できる限りの協力をさせていただき
たいと思っております。

何度も言わせていただいておりますが、興味を持ってもらうということが本当
に担い手の確保には大事なことだと思っておりますので、どうかよろしくお願
いします。

続きまして、担い手の育成には何が重要かと考えたときに、経営補助、農家さ
ん同士のつながり、営農指導などが考えられますが、やはり資金の問題が何事
にもつきまとうものだと思いますので、補助事業を活用していかなければ農業は継
続困難かと思えます。営農組合さんを対象としました補助事業は、私の勉強不足
か知りませんが、もういろいろ聞かせていただきますが、補助の中でも後継者へ
の支援が少し薄いのではないかという意見を聞きました。主な支援としてはどの
ようなものがあるか、答弁お願いします。

農林振興課長 まず、どのような形態の農業を行っていくのか、準備段階、開始段階、本格段
階で生活設計が重要です。資金、知識、技術、家族構成、農地や農業用機械の保
有状況、地域の協力体制など、いろいろな要素を勘案して進めなければなりませ
ん。

インターネットなどでもいろいろな情報があります。取っかかりとしましては、
ひょうご就農支援センターや農林省のホームページなど、そういった情報を基に
検討されてはいかがかと考えております。生活設計、農業の方向性が固まれば各
種補助の検討に入っていけるのではないのでしょうか。

例として、まず、農業次世代人材投資という準備型がありまして、県農業大学校等の研修期間で研修を受ける就農希望者に、最長2年、年間最大150万円の交付金という事業があります。

それから、同じ事業で経営開始型というものがありまして、農業を初めてから経営が安定するまでの5年間のうち、開始から3年目までは年間150万円、4年、5年目は120万円を交付します。

次に、青年等就農資金がありまして、これは無利子で長期貸し付けて、担保も不要なケースがほとんどでして、貸付けの限度額は3,700万円、交付主体は株式会社日本政策金融公庫となっております。

次に、農業近代化資金。これはJAバンクが執り行っている資金融資であります。

また、経営体育成強化資金がありまして、産地競争力や収益力強化のための補助金でありまして、経営発展のための機械、施設の導入、新しい生産モデルへの投資があります。

このようにいろいろな補助メニューが用意されておりますので、本人に合ったものを決定するため、姫路農業改良普及センター等と連携しまして相談に応じますので、大いに利用していただきたいと考えております。

植岡茂和議員 答弁いただきましたように、やはり入り口が大事と考えます。いろんな状況からのスタートの違いは確かにあります。インターネットにも情報はありますが、農業を始めたいという気持ちを持っていただいた方が、必ずしもインターネットで検索してたどり着けるとは限らないと思うので、補助事業のお知らせや補助を受けるための勉強会等を希望されましたら、開催していただくことはできませんか。

農林振興課長 勉強会、いろんな方が来られるので、やはり個別対応が必要になってくるかなと思っております。補助事業や勉強会につきましては、町ホームページからひょうご就農支援センターへリンクができるように手配しますので、そちらのほうの利用を主としてやっていただきたいと。

個人的に、もっともっと踏み込んだ話がしたいということであれば、それはそれなりに普及センター等と連携して受付したいと考えております。

植岡茂和議員 個別でっていうこともあったんで、また本当に町内でも開催できるように、多くの人数が出てきたらいいなどは考えております。また町内での開催の検討もよろしくお願いいたします。

補助事業の質問を続けてさせていただいておりましたので、答弁お願いしたいんですが、近年、スクミリンゴガイというジャンボタニシによる水稻の食害、田んぼの周辺の稲がもうなくなってしまうというような被害地域が出てきています。町内でジャンボタニシの被害等はどれぐらいあるのか、分かる範囲で答弁お願いします。

農林振興課長 令和2年度ですけれども、鍛冶屋地区、それから北野地区、長目地区のほ場でジャンボタニシの生息が確認されておりまして、この令和3年度におきましても、同じ地区から生息を確認しております。

植岡茂和議員 本当にすごく、ほっとくと甚大な被害が出るジャンボタニシなんですが、ジャンボタニシに対してどのような対応ができるのかということと、被害が発生したときの補助、補償等はあるのでしょうか。

農林振興課長 対応としましては、田植え時期につきましては取水口、排水口への網の設置、浅水管理や薬剤等の散布があります。秋季につきましては、殺貝効果のある石灰窒素の散布、冬季の耕うんで物理的な破碎と、厳冬の寒風にさらすことにより駆

除ができるというふうに聞いております。

それから、田植え前の4月に、ジャンボタニシ被害の可能性のある集落の農会長さんや営農組合に、補助の制度の紹介をさせていただいております。

また、この9月8日の県主催のジャンボタニシ対策説明会には16集落、それから6団体の組合長さん、それから農会長さんが参加されております。

補助、補償につきましては、水稲共済ではジャンボタニシ被害により7割までの補償があると聞いております。それから、町としましては、先ほど話させていただきました、今年度から駆除に対して薬剤等の購入費の半額補助を行っております。

植岡茂和議員 本当に補助に頼らなくてはいけないぐらいの甚大な被害が出てしまうほ場もありまして、ジャンボタニシを防ぐには、地域全体で取り組む必要があると思えます。発生情報等の共有が素早くできるほうが、やはりその対処にはすごく有効的だと思うので、耕作者の方に対してどのように周知することができるのか、答弁をお願いします。

農林振興課長 先ほど、9月8日の県主催の説明会には16集落、6団体の方が参加されておりました。皆さんかなり興味、恐怖感を持って対応されているのかなと考えております。

関係集落のほうにつきましては、農会長さんを通しまして、ジャンボタニシ対策のパンフレット等の配布もお願いしておりました。それから町のホームページ、それから広報にも取組方法を掲示させていただきます。

植岡茂和議員 もう刈取りも進んでおりました。今からが発生前の刈取り後期で、対策時期になるかと思っておりますので、どうか周知し、共に取り組んでいただきますようよろしくをお願いいたします。

冒頭でも述べさせていただきましたように、我が町には豊かな農地があります。農地を支えてくださっている農家さん、営農組合さんへのご協力を引き続きお願い申し上げますとともに、担い手の確保、農地の未来を共に考えていかせていただきたいと思っております。

農業についての質問は、以上で終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

都市計画道路についてお聞きします。

福崎駅田原線の都市計画を県が決定されたのが、昭和56年11月27日と、40年前になると思えます。私が生まれる1年前なんですね。私も幼少期から、駅から大きな道がつく予定だと、よく話を耳にしていました。近くの家の方も皆さんすごく楽しみにして、期待がすごく高かったと思えます。そこからどうなったかというの分らんまま、覚えているのは高校時代ぐらいですね。20年前ぐらいです。もう計画は進まんやろうという声しか聞かなくなりました。月日がたつにつれて諦めの気持ちが大きくなったように思います。

さらに月日がたって、このたび都市計画が進むこととなりましたが、当初の期待が大きく、長い間手つかずでありましたので、本当に進むのかという不安と、進むなら活性化の起爆剤になればという期待が入り交じる声が、多数地元でも上がっております。

6月18日、6月20日に住民説明会を開いていただきましたが、都市計画道路福崎駅田原線について、改めて進捗状況をお聞かせください。

まちづくり課長 現在、この都市計画道路福崎駅田原線についてでございますが、令和3年12月、こちらの都市計画決定の変更決定、それから告示を行うべく、国、県との協議調整を行っているところでございます。

具体的に申しますと、10月には県から諮問を頂きまして、それに対しまして意見照会を行っていただくため、町の都市計画審議会を開催する予定でございます。

併せまして、この都市計画審議会では、町決定となります新しいルート、こちらについての審議も頂く予定でございます。それを受けまして、11月には県の都市計画審議会、こちらを開催いただく予定としておりまして、そちらにおきまして今のルートの廃止の決定、こちらがなされることとなっております。

事業着手、こちらについてでございますが、市川右岸に位置しております町道の千束新町線、こちらまでの区間について、この間は令和3年度より国庫補助事業として採択されておりますので、この令和3年10月には同時期に整備を予定しております町道千束新町線、こちらと併せまして設計委託業務を発注、事業着手をさせていただく予定といたしております。

植岡茂和議員 今、進捗状況でも少しお答えいただきましたが、今後はもう少し具体的にどのように進んでいきますか。答弁をお願いします。

まちづくり課長 もう少し具体的ということでございますが、この都市計画道路福崎駅田原線、こちらは駅前等のにぎわいの創出を目的に整備事業を行いました福崎駅前へのアクセス強化、それから福崎駅と町の観光拠点となっております辻川界限、こちらを結びます観光交流軸として整備するものでございます。

このルートにつきましては、福崎駅前を起点といたしまして、市川を横断、それから今現在開通しております町道の中島井ノ口線、こちらに接道する道路となっております。

今回の事業でございますが、先ほども述べましたように、まずは駅前から市川右岸、町道千束新町線、こちらまでの合流点を第1期工事として施工する予定といたしております。これは市川を横断するための、こちら橋梁工事が必要となっておりますが、こちらには多額の費用と、それから工期、長い間の工期が必要となってきます。

しかしながら、駅周辺整備事業の整備効果を早期に発揮したいと考えておりまして、まずは国道312号、こちらから福崎駅へのアクセス強化を優先して整備したいというふうに考えているためでございます。

従いまして、この福崎駅田原線と国道312号、こちらの接続道路といたしまして、先ほども申し上げました町道千束新町線、こちらの一部狭小区間につきましても併せて整備する予定としております。

事業期間でございますが、令和3年度、今年度からの5か年工事ということで、令和7年度末の事業完了を予定しております。

植岡茂和議員 ありがとうございます。

都市計画道路とはというところで見たと、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するための都市計画法で定められた道路。都市計画道路を定めることで広い道路ができ、人と車の流れを円滑に産業活動を活発にするとあります。

事業完了した後、この福崎駅田原線で期待していることをお聞かせください。

まちづくり課長 この都市計画道路の整備目的につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございます。この福崎駅田原線、こちらにつきましては、先ほども申しましたような駅のにぎわい強化をするためのアクセス道路、それから観光交流軸、こちらを目的といたしております。その整備効果、まず第一には、やはり安全・安心な通行の確保、こちらが挙げられると考えております。

この福崎駅田原線、こちらは両側に歩道を持ちます片側1車線の、全体の幅員が14メートル道路として整備を予定いたします。現在の駅への主要なアクセス

道路、こちらは県道の甘地福崎線になろうかと思いますが、新町から駅前の間、こちらは歩道を持たない非常に狭小な道路となっておりまして、特に朝夕の通勤通学などの時間帯は、非常に歩行者の方など、危険な状況も見受けられるところでございます。

今回の第1期工事、こちらの完成後には国道の312号から駅前までのルートにつきましては、先ほども申し上げました町道の千束新町線の整備と併せまして、駅まで全て歩道、こちらが設置されることとなりますので、安全が確保されるとともに、また道路幅員も拡張されることとなっております。

それから将来的にはなるんでございますが、市川に架橋、こちらをすることによりまして、市川左岸の町道中島井ノ口線、こちらから福崎駅までが一本の道として、両側歩道の道路が接続されることとなり、さらに安全性・通行性、こちらが大幅に向上してくれるものというふうに考えております。

また先ほど言いました福崎駅へのアクセス、こちらが強化されることによりまして、駅利用者の方の利便性も向上するとともに、駅整備への目的でもございませぬ駅前のにぎわいの創出、こちらにもつながっていつてくれるものというふうに期待をしております。

植岡茂和議員 通行性、安全性は本当に第一に考えていただきたいことだと思っております。

福崎駅田原線で交通面以外で期待することを、どうか町長に答弁いただきたいと思っております。お願いします。

町長 都市計画道路福崎駅田原線の概要につきましては、先ほどまちづくり課長が答弁したところでございますが、JR福崎駅周辺は、福崎町の西の玄関口であります。その整備はできました。東の玄関口は、役場を中心とする中国道、播但道の福崎インターチェンジ周辺であります。また、辻川界限を含めてもよいかもしれません。

都市計画道路福崎駅田原線が完成しますと、この両方の玄関口を結ぶこととなります。道路の両側、特に町道馬田山崎線から千束新町線の間においては、空き地や農地がたくさん残っています。これらの土地の有効活用が望めます。

私はこの道路整備により、1足す1が2ではなくて、3になり4になる、いろんな化学反応、相乗効果が起こって、福崎町の観光振興、地域振興に大いにつながるのではないかと期待をしているところでございます。

植岡茂和議員 ありがとうございます。

町民の皆さん、特にご協力をお願いしなければならない近隣住民の方々には、町の活性化につながればという期待とともに、まだ多数の不安を抱えておられます。この道ができれば本当に町がもっと明るく、窓口が、雰囲気がよくて人がたくさん来てくれるのではという期待が、本当に多く出てきたのも事実です。

なので、これからも近隣住民にどうか寄り添っていただき、住民の声に耳を傾けていただきまして、住民の不安を減らし、確実にこの計画が進んでいくことをお願いしたいと思います。

上手には質問できませんでしたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1、さるびあドーム周辺施設の管理運営について

2、八千種地区の地域振興について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 皆様、おはようございます。

議席番号6番、牛尾雅一でございます。

議長の許可を頂きましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。まず最初に、さるびあドーム周辺施設の管理運営についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからない状況が続いておりましたが、先日、東京オリンピック・パラリンピックが、緊急事態宣言下で、原則無観客という異例の形で開催されました。そしてその中で、今回、新たに競技種目となりましたスケートボードの部で、若い3人の選手が金メダルに輝かれました。そのことで、スケートボードの愛好者が大きく増えていると聞いております。

そこで、幅広い世代が利用されているさるびあドーム周辺施設についてお尋ねをしたいと思います。まず、今年度と昨年度とを比較していただき、さるびあドームの利用状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

社会教育課長 8月までの利用人数比較となりますが、令和2年度の4、5月は、新型コロナウイルス感染症の影響で施設を閉めていた期間があったため、大幅に増加することとなりました。

また、6月と8月はほぼ横ばいの状況ですが、7月は多数の方が参加されるイベント等の実施によりまして、約2,000人の利用だったものが倍増という形になっております。

牛尾雅一議員 今お聞きいたしましたのは、町内で大変多くの方々がさるびあドームを利用して、グラウンドゴルフを楽しんでおられます。心身の健康、お互いの友好を図られるなど、グラウンドゴルフ中心に日々を過ごしておられる方もおられるのではないかと考えております。野外ですし、しっかり感染症対策を取られてグラウンドゴルフをされるということは、問題はないのではないかと私は考えております。

そこで、コロナの感染症が始まる前と、今年というんですかね、その利用はそんなに大きく変わってないのか、お尋ねいたします。

社会教育課長 それはグラウンドゴルフのみに対してということでしょうか。

牛尾雅一議員 いや、ちょっとそこの部分は通告してなかったんですが、コロナ以前と、昨年度は施設を4月、5月に閉鎖されていたということもあってすごく減っていると思うんですが、今年の場合を見ますと、多くの方が利用されているように、私は、常に巡回もしてないんですが、通るたびに見たらそのように感じております。

ですので、今、そういうふうな状態で利用がされていたら、グラウンドゴルフをされて、いろんな友好とか心身の健康を図れている人にはいいんじゃないかということをお聞きしとんですが、通告してなかったもんですから、人数とかというもの、大体同じぐらいの方が利用されるということは非常にいいことじゃないかというようなことで考えております。

続きまして、さるびあドーム施設周辺というか隣にスケートボード場やボルダリング場がありますけれども、どちらも都市型のアーバンスポーツとして、オリンピックの正式競技に採用されたこともあり、若者に人気を博しており、競技人口というか愛好者も急激に増加しているようでございます。

そこで、それらの利用状況についてお尋ねをいたします。

社会教育課長 東京オリンピックの新競技スケートボードで、日本勢が2つの金メダルを獲得しましたことで、スケートボードの人气が沸騰しているという報道を目にしましたが、体育館での利用登録は大きな変化はなく、スケートボード場でも最近始められた初心者の方を見受けることは少ないと感じております。

また、スポーツライミングでも、オリンピックの影響でスポーツを習い事の一つとして始めている子どもが増えているとのことですが、当町での利用は少ないままという状況でございます。

牛尾雅一議員 日本国内のスケートボード愛好者は、約40万人おられるようでございます。しかしながら、その練習場が大変少ないということが言われております。近隣には、姫路市や三木市に公設のスケートボード場がありますけれども、当町のさるびあドームの横にありますスケートボード場でも、駐車場で時折遠方のナンバーの自動車も見られるようでありまして、町内と町外のどちらの利用者が多いのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長 先ほども申し上げましたとおり、スケートボード場の利用につきましては、体育館で利用登録を行っていただくこととなっております。その利用登録者数は現在1,230名で、そのうち町内の方は345人という状況でございます。

牛尾雅一議員 町外の方が約900人近くおられるということで、その練習場が近くにないということで、福崎町にあるということで来られているということですので、福崎町のスケートボード場、社会教育施設が、近隣のそういう愛好者に非常に利用されるということで、ある意味、意味ある施設になっているというふうにも思っております。

そして遠方から来られる方が、福崎町に来て、させていただいてよかったというようなことで、福崎町のイメージアップというんですか、周辺の地域振興というものにつながって、これからもずっとつながっていったらいいのにと考えております。

スケートボード場の利用は、今、登録制というふうに言われますけれども、登録をしなくて利用されている方がおられるのではないかというふうに思います。そうした無断利用への対策は講じられておられるのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長 先ほども申し上げましたように、さるびあドームには常駐する職員がなく、スケートボード場の利用者には事前登録が必要とされております。施設利用時の注意書き看板や、職員が施設に行ったときに指導するほか、補導委員さんや郡の補導センターによる巡回時にも声かけをいただいているという状況でございます。

牛尾雅一議員 登録時に、しっかりと利用に際しての決まり事等を説明していただくことが、後々のノーヘルでされるとか、そういうようなことがないというためにも、体育館に来ていただきまして、登録をしていただくということを徹底していただきたいというふうに思いますが、その点のそのやり方というんですか、それはどういうふうにされていますでしょうか。

社会教育課長 先ほども申し上げましたとおり、職員等が行ったときですとか、補導委員さん、それから郡の補導センターのほうから巡回時に声かけを行っていただくときに、登録の確認でありますとか、こういった登録制度というようなことを十分伝えまして、登録をしていただくように周知をしているところでございます。

また看板においても徹底をさせていただいているという状況でございます。

牛尾雅一議員 私もずっと、たびたびでもないんですが、事あるごとにそこを見回っております。そうしましたら、ノーヘルでされている方を時々見かけるんですね。ですので、オリンピックの競技の映像を見ておりましたら、非常にその難易度のあるような、選手ですので、されています。そしてそれをまねするというんですかね、そういう人が出てくることも考えられますので、けがをしやすいスポーツでございまして、利用者の方にはヘルメットまたそのプロテクターみたいなものを着用していただくように、今もその、事あるごとに指導をいただいているということですが、まだ、実は昨日も、お昼過ぎですか、行きましたら、ヘル

メットを、子どもさんはきちっとしとってんですけど、20歳ぐらいの方が1人されてませんでした。

そういうこともありまして、私もちょっと注意をしようかと思ったんですが、立場上というんですか、今、補導委員とかそういうときでしたら、巡回のときでしたらいいんですけども、そこは言わなくて通り過ぎたんですが、ですので、ルール違反、今もずっと言われてるんですけど、そうしてもルール違反の方がまだおられますので、その徹底っていうんですか、そこがほとんどなくなるというときまで、町の体育館の係の方とか、社会教育課の関係の方とか、指導というんですか、見受けなくなるまで、やはりそこを徹底していただきましたら、事故とかトラブルの発生というのがなくなるというふうにも思っておりますので、その辺りをよろしく願いしたいと思います。

今、管理人というんですか、常駐をしていないという答弁でございましたが、町が設置されている施設である以上、設置責任というのが発生しますので、ただいま言いましたように、ある程度の頻度での巡回が必要だと思いますけれども、そのことについて答弁をお願いいたします。

社会教育課長 職員による巡回ですが、体育館の職員が、グラウンド整備を含めまして、週二、三回程度、定期的に巡回を行っております。

それ以外には、外出の際に社会教育課職員が立ち寄ることがあるといった程度でございます。

牛尾雅一議員 ヘルメットを必ずつけると、そういうふうなことを徹底していただきまして、誰が、どのような方が来られても、皆ヘルメットをして、それでまたそのシールをヘルメットに、登録された方はシールを貼っていただくということになってますので、そういうことをもうほとんどの方がされるということになりましたら、もうヘルメットをかぶらなかつたらできないというような雰囲気にもなりますし、それをまず徹底していただきたいと思っております。

そしてそのスケートボードですけども、現在は無料ということでされておりますけれども、無料にされている理由というんですか、それをお尋ねしたいと思います。

社会教育課長 施設は、できるだけ多くの方に使っていただきたいと考えております。有料にするために職員を常駐させれば費用が増え、利用者負担の増加から、利用者の減少につながると判断をしているところでございます。

牛尾雅一議員 これから先、利用が大きく増えることが考えられます。施設が狭いため、一度に多数の方の利用となりますと、危険が伴うことが懸念されます。

それで、大変手間のかかることと思うんですが、体育館での、利用者の方の事前の予約制ということにしますと、何日、この日の午前中は既に10人、20人の予約があるので、後から来られた方に、午後とか別の日に利用していただけないかというふうな人数管理ができると思っておりますので、予約制というふうなことは考えられませんか。

社会教育課長 予約制というような形の提案ですが、予約をしていただいた方以外に対して、ほとんどの利用が少人数での利用という形になりますので、予約をしていただいた方に別のグループで予約をしてもらう場合、そういった場合の対応というのが非常に難しくなっております。

それから、今現在は、登録をしていただくと、現場のほうに行っていて利用いただけるような状況になっておりますが、常時体育館に来ていただくということについても、負担が増えるのではないかと考えております。

牛尾雅一議員 今現在、そんなに、非常に混雑というんですか、多くの方でごった返すという

ような状態でもないですので、ものすごく利用が増えて危険が伴うというふうな状態になったら、そこはよく考えていただきたいと思っております。

それと、ゲートというんですか、入り口がずっと施錠はしてありません。そりゃ鍵がかかっていますと、鍵がなかったらということで、鍵を借りに行く場所とかということも発生するんですが、鍵を管理上かけるというふうなことは、朝、それも手間がかかるんですが、朝8時とかに職員の方というんですか、体育館の方とかが開けられて、また夜、日没になると閉めるとか、そういったことを、ゲートと鍵が必要となってくるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

社会教育課長 現在、利用の場合の部分は、日没までというような利用時間となっております。そういった部分の影響ですとか、体育館が休みの日には使用できないというような状況も入ってまいります。現在の利用を続けていく中で問題点が発生しましたら、そういったことについても検討をさせていただきたいと考えております。

牛尾雅一議員 分かりました。

防犯カメラということで、いろんなところにつけてあるんですけれども、近隣の住民の方の安心・安全といいますか、そしてまた青少年健全育成とかというためにも、防犯カメラが利用される方の見える位置にあれば、マナーの面とか、そういったことに気を配って利用されると思いますし、当然、そのヘルメットをかぶらなかつたら防犯カメラに映ってということになりますので、非常にその防犯カメラってというのは、ある意味、管理の上において有効な手だてじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

社会教育課長 現在、さるびあドーム内からスケートボード場の駐車場方向に撮っている防犯カメラは設置をしているところです。どうしてもスケートボード場のところを撮影するカメラという形になりますと、その場所に設置するというところで、電源等の工事ですとか、そういった部分の費用負担が発生してまいりますので、現在のところ、さるびあドーム内から録っているカメラを活用させていただいているという状況でございます。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩をいたします。
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 続きまして、ボルダリング場については、今は子ども用というんですか、そういう小規模な高さのものでございまして、大人の人ができる規模のものがあれば親子で楽しめると思いますけれども、大人用の設置は検討をしていただけませんか。

社会教育課長 大人向けの設備となりますと、5メートル程度の高さが標準ということですので、けがの防止対策や救急対応の必要性から、職員配置が必要となるため、新たな整備は考えていないところでございます。

牛尾雅一議員 オリンピックの影響ということがありまして、スケートボードですとかボルダリングのような、競技人口が、愛好者というんですか、増えていくと予想されますけれども、設備の更新とか拡充という計画はございますでしょうか。

社会教育課長 現在のところ、設備の更新や拡充に関する計画は持っていない状況でございます。

牛尾雅一議員 利用が、今はまだそんなに多くないという、さきの答弁でございました。ですので、利用がすごく増えるとか、多くの方の要望があるという状況になりましたら、また検討もしていただきたいと思います。

いろいろこうしていただきたいというようなこともありました。ただいまその防犯カメラの件で、課長がグラウンドゴルフ場のところにあるということで、遠くから映すことも可能というふうな答弁でございましたが、いろんな施設の拡充、そういうふうなものを、まず、いろんな意味から、防犯というんですか、そんな抑止力というんですか、それからまたマナーを守ってもらうためにも、ボルダリング場の利用者が見える高いようなところに防犯カメラを設置していただけたら、いろんな意味で非常に効果がある、また町の職員の方が巡回、見回るというのは大変ご苦勞でございますが、防犯カメラがあることによってそれらの軽減にもつながると思いますので、防犯カメラの設置を強く要望いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、さるびあドーム周辺の施設というんですか、下水道の浄化センター修景施設について、改修計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

上下水道課長 改修計画につきましては、昨年度、令和2年度から整備を進めておりました、令和4年度までの3年間で完了する予定としております。令和2年度では、水の広場にあります池の水漏れ補修やフェンス及び遊歩道の設置、また駐輪場や障がい者用の駐車場を整備いたしました。令和3年度は、ふわふわドームの設置、令和4年度は複合遊具などの設置を予定しております。

牛尾雅一議員 そうしますと、浄化センターの職員の方が公園を管理されるというんですか、今もされていると思いますが、そういう状態になるのでしょうか。

上下水道課長 浄化センターの修景施設内につきましては、浄化センター職員で管理をしていきます。

牛尾雅一議員 そうしましたら、今そのスケートボード場、真隣というんですか、隣接しているところがございますので、その公園管理っていうんですか、浄化センターの職員の方がそこも目配りをしていただくというふうなことが可能だと私は思うんですが、所管の部署が違うということは承知しておりますけれども、そこらを柔軟な対応というのは難しいことなのでしょうか。

上下水道課長 町内の施設の管理方法につきましては、指揮系統や責任の問題などもございまして、それぞれの状況や実情に応じてベターな管理方法を選択しておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

ただ、そうは言うものの、巡回など容易にできる範囲のことは、浄化センターの職員も足を延ばして行うように、今後は考えていきたいというふうに思います。

牛尾雅一議員 今、大変ありがたいというんですか、安全・安心のためにそのようにしていただきましたら、利用者の方とか非常に喜ばれると思いますので、ぜひそのように、可能な限りお願いしたいと思っております。

近隣の町外から多くの方々が福崎町の、夜間照明のある施設を含めまして、多くの社会教育施設を利用されております。いろんなグラウンドの整備ですとか、いろんな整備、維持管理に努められておりました、多くの方々が喜んで利用されており、その点で当町の施設は社会貢献がなされており、敬意を表したいと思います。

スケートボード場も、町内の若者や児童生徒がスケートボードを楽しむ場所がないので、安全に楽しんでいただくという考えから造っていただいた施設と認識しております。今後、利用が大きく増えても、利用される方々がルールを守り、また譲り合いの気持ちを持って、安全に楽しく利用できる施設になることを

切望しております。

続きまして、2番目の八千種地区の地域振興についてお尋ねをしたいと思います。

私はこれまで、八千種地区の住民の皆様の多くの声を聞いてまいりましたが、その中で以前から気になっている問題がございます。

八千種地区の人口減少や過疎化が進んでいるその原因に、公共事業の質のバランスが関係しているのではないかと考えております。つまり八千種地区が置き去りにされていると感じておられる住民の方が、一定数おられるという懸念がございます。実際、近年では公共施設の建設や開発事業は、JR福崎駅前や辻川界限といった特定のエリアばかりに偏っていると、私は感じております。

総合計画や都市計画等による決定、選択と集中による予算投資という判断も当然あるかと思っておりますけれども、果たしてそれで福崎町内は、均衡と調和の取れた発展が図られているのでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

町長 福崎町は、都市計画を敷いております。都市計画法において市街化を促進する地域、市街化を抑制する地域、そういった線引きをした中でまちづくりを進めているところですので、開発がしやすいところとしにくいところがあることは事実であります。

福崎町は、約45平方キロメートルの大変コンパクトな町であります。どうしても市街地に公共施設や商業施設は集まりやすいのですが、町内のどこからでも、15分もあれば中心市街地や商業施設へ買い物に行ける、便利な町であります。

車のない方には、巡回バスも充実させてきました。足の不自由な方のためには、周辺部の集落には移動スーパーふくふくまるが来てくれます。加えて、八千種地区には豊かな自然環境と、神社仏閣などの史跡があります。特別指定区域制度の導入で、都市計画の緩和措置も講じております。

ですので、私は、福崎町のどの地域に住んでも住みやすい、これからも住み続けたいと言っているだけまちづくりを目指して、行政を進めているところでございます。

牛尾雅一議員 昭和46年に、八千種地域は市街地調整区域に線引きをされまして、今、町長が言われましたように、市街化を抑制すべき区域に色塗りをされ、長期にわたり農業の振興に必要な地域とされ、自身の所有する土地にでも家が建てられないなど、多くの制約があって、その結果、地域の若者の流出があり、地域の人口減少による様々な弊害が、現在、起きております。

調整区域に光を当てていただき、活気のある地域の実現を目指して質問をさせていただきます。その観点からよろしくお願ひしたいと思います。

八千種地区の住民の方々の活動の中心というんですか、交流の拠点となっている場所は公民館とか県民交流広場などがありますけれども、地区に公共施設があるのとならないのでは、社会的・資本的に雲泥の差があり、それが地域振興にも直結をしています。

そこで、八千種地区の公共施設についてお尋ねをいたします。

まず、八千種地区の中核拠点でもありますもちの木会館（研修センター）については、新耐震基準ではありますけれども、開館されてから35年以上が経過しているため、施設設備は老朽化し、利用者のニーズも多様化しておりますので、住民の方々からは、建て替えを望まれる方も多くいらっしゃるようでございます。

その一方で、福崎町公共施設等総合管理計画では、文化センターとエルデホールについては今後の方針が示されておりますけれども、もちの木会館（研修センター）には言及がございません。存続し、建て替えられるお考えか、今後の方向

性をお尋ねいたします。

社会教育課長 八千種研修センターは、存続すべき施設だと考えております。

牛尾雅一議員 そうしますと、その研修センターの位置づけというんですか、文化・集約施設とか、いろんなその福崎町公共施設等総合管理計画ではどのような位置づけの施設なんでございましょうか。

社会教育課長 公共施設等総合管理計画では、文化・集会施設として区分されておりまして、条例により社会教育法に基づく公民館の八千種分館と位置づけているところがございます。

牛尾雅一議員 社会教育施設ということは、社会教育課の所管の施設ということでございますか。

社会教育課長 そのとおりでございます。

牛尾雅一議員 近年、いろんな施設の利用ということを考えましたならば、教育施設というんですか、教育委員会部局から町長部局のほうに移管していただいて、地方自治法に基づくコミュニティー施設としての利用ということで、幅を広げて運用していくことも有用なことじゃないかというふうに考えます。

住民の皆様地域の拠点となるだけでなく、民間との連携が容易になったり、物販というんですか、物の販売とかサービスの提供など、用途や選択肢が増えますので、ご検討願えないかお尋ねをいたします。

社会教育課長 社会教育施設であっても、地域の実情に応じ、地域住民の意向を反映した運営を行うよう努めることとなっており、民間との連携や物販、サービス提供に支障が生じているとは考えておりません。

牛尾雅一議員 研修センターは非常に利用率というか稼働率が高くて、多くの方がいろんなクラブというんですか、いろんなことで利用されております。

ですので、今言いましたように、開館から35年ということで、手狭ということもありますので、そこら辺りを、存続をしていただくということですので、時期が来ましたらというんですか、近い将来に広くしていただく、大きくしていただくということが非常に地元の皆さんに喜んでもらえる施策と思います。

建て替えということに関しましたら、どれほど先のような感じでございましょうか。お聞きしたいと思います。

社会教育課長 先ほど質問議員からもありましたように、町内の公共施設等の計画がございませぬ。そちらのほうでは安全対策についても見直す必要がある施設も多くございませぬことから、この八千種研修センターについての建築というのはかなり先になるのかなということで、現在考えております。

牛尾雅一議員 いろんな施設がありますので、当然の答弁かと思えますけれども、八千種地域の皆さんにとっては、研修センターは心のよりどころの施設でございませぬので、早期の改築というんですか、それを望んでおきます。

その八千種研修センターの機能拡充といたしまして、各種の補助事業を組み合わせ活用、また、近隣の主要幹線沿いに多くの遊休農地等がございませぬ。ですので、複数の遊具等を設置した大規模公園とか、グラウンドゴルフのスポーツができる広大な多目的グラウンドの整備を提言いたします。

今、町長も言われましたように、福崎町は、15分あれば町内どこからでも来られるというコンパクトな町でございませぬ。福崎町には数多くの公園もございませぬ。しかしながら、面積の小さいところが多く、遊具も1つないし2つぐらいのところばかりでございませぬ。ですので、今までにない大規模な公園、またグラウンドゴルフができる大規模グラウンドを八千種地域に設置していただきましたら、八千種の地域だけのものじゃなく、町内どこからでも来られると言われますので、

福崎のグラウンド、福崎の公園というふうな位置づけで、魅力あるものを八千種地域に持ってきていただきましたら、八千種地域の意気高揚というんですか、発展につながるとお思いますので、そこをまた検討をよろしくお願いたします。

ウイズコロナ時代に向けまして、今言いました野外でしっかりとソーシャルディスタンスを確保しながら遊べる、楽しめる広い空間、それが今の公園とかグラウンドでございます。若い人から、また高齢者の方でも、近くの方も車で来られる方もあるんですが、公園の端に、少し日差しを遮るようなものがあって、ベンチがあってしたら、家の中に閉じこもらず、近隣の人とか、また同じ八千種校区の人ですので、大貫地区の人とか八千種地区の人、顔見知りの人もお年寄りの中に多くおられますので、そこでまた話なりして場を広げてもらって、部屋の中に閉じこもって認知症になりやすいとかということもよく聞きますので、そういうためにもそういう広い場所、みんなが遠慮なく集まれる場所というものが必要だと思います。

ですので、そういった施設、それが八千種にあれば、大変みんなも喜ばれますし、福崎町民全体の方も、今までにない広いゆったりとした場所ということによって来ていただけますので、それはただ八千種地域の振興だけじゃなしに福崎町の振興という意味もありまして、ぜひ必要な施設というふうに思います。財政上、いろんなことの問題がありますが、何とぞ実現できるようにお願いをしたいというふうに思います。

そういうふうな大規模公園なり、またそういうイベントができますようなグラウンドができましたら、地域には営農組合さんとか農家の方も多く活躍というんですか、農産物の生産に努められております。ですので、そこらの一角に産物販売所なりも考えられますし、また最近いろんな災害、また地震のこともありますので、防災の拠点としてもそのスペースが生かれますので、また八千種地区にはいろんな農業生産者がおられますので、営農組合さんを初めね、生産者の顔が見える、あるいは広い公園、またグラウンドゴルフ場ができましたら、お昼になったらちょっとおなかもすかれますので、昼は今、私もドームでよくグラウンドゴルフを多くの方とさせていただくんですけど、お昼前になりましたら、大体競技というんですか、終わるのがお昼前なんですね。9時ぐらいから始めてね。したら多くの方が、ほなちょっと今日は溝口のあの辺のところのレストランとかと言って、帰り、お昼一緒にねとかと言って、多く言われているのを聞きます。

ですから、八千種地区でそういうグラウンドができましたら、グラウンドの中に、横にとかあるようなそういう農家の方がされるレストランというんですか、そういう簡単というんですか、そういうところにでも利用がありますし、八千種地域の農家の人の励みにもなります。そういった取組も必要ではないのかとか、ぜひ考えていただきたいと思います。その点についてどのようなお考えか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 農家レストランなど、いいアイデアだとは思いますが、八千種地区に広大な多目的グラウンドの整備の提言であります。率直に言いますと、福崎町全体の発展を考えた提言とは思えません。今後は人口減少や高齢化が進み、税収の伸びを見込むことが困難である一方で、社会保障関連経費の増加や施設の維持更新費用の増加に対応していく必要がございます。

将来を見据えますと、今ある施設全てを保有し続けることは大変厳しい状況にあります。これらの課題を解決していくために、あれもこれも福崎町に必要なというフルセット主義の発想から転換し、本当に必要なものを見極めながら効率的に施設を利用できるように、施設の複合化や統廃合など、再編を進めていくこと

が求められている時代であると思います。

施設は、一度整備を行えば、長期にわたっての資産活用を考える必要がございます。各地区内に全ての施設を整備するのではなく、行政区域を超えた周辺施設との役割分担や利用促進、集約化など、今後の在り方を議論していくべきだという時代の流れにあります。

現状、福崎町には、第1グラウンド、第2グラウンド、スポーツ公園、多目的ドーム、春日ふれあい広場のグラウンドなど、多くの類似施設を保有しております。まずはこれらの施設の稼働率はどうなのかといった利用状況、維持管理費用などを勘案し、全て必要なのか、このままでいいのかというところから考えていくべきではないかと思っております。

牛尾雅一議員 課長は、それは財政を預かっておられる方ですので、当然そのように言われると思います。それはよく私も分かります。しかしながら、先ほども言いましたように、市街化調整区域に線引きされ、色塗りされて、今まで非常に市街化調整区域の、町内のほかの地域もそうですけど、いろんな意味で制約を受けてきておるんでございます。ですので、調整区域の、特に八千種地域は調整区域が多くありますが、光を当てていただくということは、何もごっつい町にとって、それはお金は要りますよ、しかし、均衡ある発展というんでしょうか、今、均衡でなくても、あるところに行って利用したらいいんじゃないかというふうなご意見ですけど、近くにあるのと、市川を超えてドームのほうに行くのとでは、大分違います。

それは何ともなしに、何の苦もなく行かれる方もあると思いますけど、そういったことも考えていただかないと、偏ったというんですか、それはコンパクトな町やから何も八千種におっても、高岡地区へ行くんでも15分あったら行けるといふふうに思われていると思いますけど、それでは八千種地域の人はずっと辛抱して、農業ばかりやっというて、それでいろんなことは中心部に出かけていって、というふうなことになってしまいます。

ですので、今、提案しましたというのか、そういうことは非常に、町内のほかの方も利用していただけるような施設をとということを行っているんです。というのは、ドームも非常にありがたい施設ですけども、ある意味ちょっと狭いところもあって、大規模なグラウンドゴルフの大会にしても何にしても、十分に機能しないと思うんですよ、私は。

ですから、今までにない大規模なものを造っていただくということが福崎町全体の人の利益になると思いますんで、何もその八千種地域の人だけのことを言うんじゃないんです。福崎町全体を考えていただいて、そういうふうにご検討いただきたいと思いますという思いで質問をさせていただいております。いかがでしょうか。

町長 八千種地区の出身の議員さんということで、八千種地区の発展を考えられるということは、もうもったもな事だろうと思います。私自身、それぞれの地域、福崎町に何か所かの地域があります。各地域の均衡ある発展も、これは大事な要素であります。おろそかにするつもりはありません。

また一方では、各地域でこれが欲しい、あれが欲しいといった施設整備ということではなくて、福崎町全体を捉えてどのようなまちづくりを進めていくのかということが最も重要な視点ではないかと思っておりますので、そういった視点で考えていきたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 今、町長が答弁いただきましたように、確かに私は八千種地区出身の議員でございます。しかし、今、その八千種に広大な、こういうようなグラウンドというのは、福崎町の町会議員として質問させていただいております。何も八千種に、たまたま八千種の土地やということですけども、町内の人みんなが利用されると、

そういう施設にさせていただきましたら、何も八千種のところにある施設じゃないんです。町の方がみんな利用される施設ですから、ただたまたま広い場所があるという、農地もかむかも分かりませんが、その中心部とか、もうそういう、辻川にしても、駅のところにしても、福田のところにしても、もう西治のほうも、いろんな施設できてますので、もう場所がないと。残すは、もう八千種のそういうところしかないんで、福崎町全体の施設という意味で、私は福崎町の町会議員ですから、八千種出身ですけど、八千種のことだけを考えて言うとんじゃございません。そのことをよく考えていただきたいというふうに思っています。

町長 ありがとうございます。福崎町全体を捉えてグラウンドを造ってほしいという熱意は伝わっております。

今、福崎町の置かれている状況を考えますと、借金ですね、町の借金は、今、今までで一番増えている状況であります。今後、姫路市と共同で行っておりますくれさかクリーンセンターの可燃ごみを、姫路市に委託をしなければならないといったところで、また余分な費用がかかってくる。それから中播北部行政で新しい新ごみ処理施設の建設をしなければならない、これも喫緊の課題でございます。そして姫路市からは、中播消防署の建て替えを、姫路市の消防署の建て替えと併せて、中播消防署の建て替えもやってほしいという要求が出てきております。

そういった大変な、大きな金額のかかる事業が控えておるわけでございます。私自身、町長選挙に出るときの公約で公園の整備を進めたいというようなことを言いましたけれども、それを受けて浄化センターの修景施設を公園化というところでさせていただいておるんですが、今、牛尾議員がおっしゃっている大規模なグラウンド建設をということにつきましては、今、近々にこの事業に着手できる状態かといいますと、私はなかなか困難な状況だろうというふうに思っているところでございます。

牛尾雅一議員 町とされましたら、今のそのいろんな大型の事業というんですか、控えているということをおっしゃっています。それは当然のことですね。ですので、そうかといってここで引き下がりますと諦めたということになりますので、何とぞ、私らは町長でも何でもないので、何の権限もございませんから、町長に頼るしかございません。それで幹部の方々のご協力を得て、ぜひとも皆さんの希望をかなえていただきたいと思っております。

ではこの辺で、次の質問に移りたいと思っております。

続きまして、八千種の自然活用村、春日キャンプ場でございますけれども、福崎町公共施設等総合管理計画では、レクリエーション系施設・観光施設に分類されておりまして、大規模修繕の目安となる築30年を経過しております。耐震補強は未実施ということでございますが、コロナ以降、利用者が微増というか、いろんな報告を見せていただきましたら微増ということでございますけれども、最近、10年間ベースで見ましたら稼働率が低くて、現地の山林というかため池につきましても、ある意味、木も年々、当たり前のことですが大きくなりまして、ちょっと暗くなっているというふうなことでございます、周りがね。

ですので、安心してというんですか、若いご夫婦、小さな子どもさん連れてとか、多くの家族が一緒でしたらそうでもないんですが、一家族ぐらいでしたら何かちょっと夜、バンガローを利用して泊まれるというようなことでもちょっと不安というようなことも聞きますので、山林、バンガローの周りの木をちょっと切っていただいたりして、明るくしてもらって、そしてその場所をある程度広くしていただきましたら、今、よくキャンプ場でも、自前のテントを持っていかなくてもそこで借りられる、レンタルできてキャンプができるとか、そういうこと

を聞きます。

ですので、そういった整備、手を入れていただきまして、利用が増えるというんですか、そういうふうに考えていただきたいと思います。その点についてちょっとお尋ねをいたします。

農林振興課長 春日山のキャンプ場につきましては、施設の老朽化による修繕工事が主たる事業となっておりますけれども、近年の一人キャンプのブームとコロナ感染症対策の影響によりまして、平成30年は31件の387人、令和元年は46件の258人、令和2年は105件の356人と、利用件数は増加の傾向にあります。

また、キャンプ場を含む春日山につきましては、毎年、雑木処理や遊歩道の設置、それから修繕等を行っております。以前より格段に環境がよくなっていると考えております。数値上は分かりませんが、山頂に登る方も増加しているというふうに考えております。

また、利用者の施設利用に関しましては、また来たいと思えるような対応を心がけているところであります。現在のところは具体的な施設のリニューアルの計画等はございません。

牛尾雅一議員 できたら切っていただいていたと思いますが、その利用の関係ということもあるということがございます。しかるべき時期にまたお願いをしたいというふうに思います。

そして、春日ふれあい会館でございますけれども、春日山の観光拠点としての意味合いを含めまして、観光案内所的な機能を持たせていただきまして、例えば後藤又兵衛ゆかりの後藤家の家紋のスタンプとか、春日城のご城印ですかね、そういうふうなことを販売とか企画もしていただいたり、またスマホアプリの活用など様々な取組があると思うんです。

最近、山城ブームということで、西播磨というんですか、非常にそういうふうな山城の遺構とか、そういうものをドローンで空写した写真とか、そういう動画というものが大変人気でございますので、春日山につきましてもドローンを活用して登山や山城をPRするなどの取組、そういうものが検討できないのかお尋ねをいたします。

農林振興課長 春日ふれあい会館につきましては、平成29年度に地方創生拠点整備交付金事業で、地域農産物の6次産業化の拠点、災害時の待避所として厨房・加工室の整備、それから製粉・精麦機の購入、空調機やトイレの改修、施設のバリアフリー化など、リニューアルを行っております。

令和2年度は春日山周辺施設のパンフレットを再編集しまして、ふれあい会館に置いてあります。また管理人も常駐しており、既に地域の案内等の機能はあるというふうに考えております。

また、グッズの作成、販売につきましては、意匠の使用や経済性、話題性を考慮しなければならないので、今後の研究ということになると考えております。

スマホアプリの活用につきましては、ふくナビの観光スポットに春日山の案内があります。また、イベントの開催、情報発信など、今後も周辺施設と共に施設の活用重点を置いた取組を行いたいと考えております。

ドローンにつきましては、令和3年度に福崎町でドローンを購入してございまして、今後、そのドローンの利活用をしたいとも考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。いろいろ春日山というのは、福崎町の観光名所、八千種地区のシンボルでもあります。そのシンボルという意味でございまして、そのようないろんな取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてそのシンボルという意味で、春日山山頂の大木というんですか、それは

非常に遠方から見てもよく分かりまして、私の友人も姫路のほうから来よりまして、あれ、ちょっとどこやったかな、道ちょっと間違ごうとん違うかということであらう、きよろきよろしたら、その春日山のランドマークとなっています大木があったと。あ、そうかそうかということで、ずっと道に迷わずに来られたというふうなことも言ってました。

ですので、鍛冶屋営農さんの方々のご協力で木も切っていただきましたし、城谷議長も言われています春日山の整備、ずっと質問でも言われていまして、大変そのことが今の整備につながって、みんな喜んでいらっしゃるというふうに思います。

そしてその春日山に、城谷議長も言われていましたが、太陽光パネルなどを活用して、冬場、秋冬は日没が早いので、曜日とか時間を切って、LEDなどのイルミネーションをして、お城の雰囲気、木をちょっと利用してお城っぽいように見せるとかというふうなことで、福崎の観光名所というか、みんなに認識を、年配の方はみんな分かっておられるんですが、若い方は、春日山は後藤又兵衛のゆかりの地で、また城跡もあったとか、そういうこともちょっと分からん方もありますので、イルミネーションというのは若い人にも非常に受けるというふうなことだと思いますので、イルミネーションの設置というか、曜日を切ったり時間を切ってというふうなことを検討していただけないかのか、お尋ねいたします。

農林振興課長 八千種地区の観光拠点としましては、春日山周辺施設全体で検討しているところで、特に春日山は毎年山頂の雑木処理、草刈り、遊歩道の整備によって利用がしやすくなっております。

また、春日山の整備計画につきましては、地元の春日山城跡を研究する会において、春日山城だけではなく周辺施設や体験農園の利用についても議論していただいております。

具体的には、春日山を誇りや愛着が持てるようなものにしていきたいということで、「見てごらん あれが気高き 春日山」ということをキャッチフレーズに定めまして、令和2年度は案内看板の設置を行っております。また、令和3年度につきましては、山頂に転落防止柵を設置しました。さらに山頂に観光案内板の設置と、小飯盛山の山上には藤棚の設置を予定しております。

令和4年度以降ですけれども、先ほど議員が言われた、山頂の木にLEDのスポットライト、自転車用ラック、のぼり旗の設置など、いろんな提案を頂いております。最終的に山頂に幻の城を浮かび上がらせるような仕掛けができないかというような意見も伺っております。これらは実現性や効果等を勘案しながら整備を進めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 ぜひ実現するように、よろしく願いをいたしたいと思います。

今日は長々と質問をさせていただきましたが、要点はスケートボード場の防犯カメラのことで、広大な公園を含むグラウンドの整備のことでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは私、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、河嶋重一郎議員であります。

質問の項目は

- 1、農業問題について
- 2、地域振興について
- 3、安全安心のまちづくりについて

以上、河嶋議員。

河嶋重一郎議員 議席番号5番の、河嶋重一郎です。

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、農業問題について、今年は例年になくイノシシの数が異常なほど増えておるといふ現状を聞いております。そのような中で、鳥獣害対策についてです。

捕獲数や被害額、県の目標、努力義務に、環境省は今年の秋に見直す鳥獣保護管理法の基本指針案を決めましたが、ニホンジカやイノシシなどの管理計画に捕獲数や被害額といった数値目標を設定することを、都道府県の努力義務とするとし、人口減少、高齢化が進み、中山間地域を中心に、野生鳥獣による生活環境、農業生態系への被害が深刻な状況にある今日、情報収集や人材育成も盛り込み、管理を強化する考えが示されました。

本町においても農家の方だけではなく、住民の多くの方から、獣害についての切実な悩みをよくお聞きします。そのような中、福崎町における獣害への取組対策についてお尋ねをいたします。

まず、1点目、銃器による狩猟者の減少が続く中、人材育成と免許取得者への支援強化と担い手の確保についてどのように考えられているのか。例えば免許取得者に有害駆除を条件に免許取得費用全額助成などはどうですか、お尋ねします。

農林振興課長 福崎町では、鳥獣被害防止計画を3年ごとに見直してありまして、平成30年度に平成31年から平成33年を期間として作成し、主としてこの計画に基づいて対策を行っております。

主なものとしましては、平成29年の被害額の3割減、150万円を目指すとされておりまして、安定した捕獲計画としまして、シカを80頭、イノシシ100頭、アライグマ、ヌートリアは可能な限り捕獲すると設定しております。

防護柵につきましては、集落等の要望結果に基づいて計画的に設置することとし、また新しくアナグマ、ハクビシンについて研究しまして、このような動物の確認によりまして、駆除、許可の可能性を記載しております。

また町では狩猟免許のうち、わなに係る講習会、受験料等の助成を平成24年から行っておりまして、銃器については平成26年から行っております。補助金額は1万7,000円で、取得後に福崎町猟友会と協力して捕獲活動を行うことを条件としております。

わなでは、令和2年度までに累計14名、銃器では2名の方が利用されております。全額補助はということですがけれども、近隣市町の動向を見ますと、姫路市では1万4,000円程度、神河町では10万円上限の補助、市川町では補助金なしということになっておりまして、今のところは現状どおりで続けていきたいというふうに考えておりまして、全額補助についてはまた今後ということになると考えております。

以上です。

河嶋重一郎議員 金額的にはそう多くないと思っておりますので、できれば全額援助ということをお願いしておきます。

その次にですけれども、獣害で耕作不能になった耕作放棄地について、どのような対策が必要と思われますか。現在、取っておられる対策はどうですか。獣害で農業をやめられる方、大変多く聞いております。この点、お尋ねします。

農林振興課長 獣害による耕作放棄地を復元するための方策としましては、集落の人・農地プランに位置付けられた担い手に対して、中間管理事業を利用して農地を集約した、そのような場合に面積割合により地域の集積協力金が支払われたり、ほ場

整備が未了の農地については、条件不利農地集積奨励金が支払われたりしております。

また、町単独の支援としましては、3年以上不耕作地であった農地を借り受けて作付した場合は、1反当たり1万5,000円の補助金の支給と、それから堆肥散布の助成を行っております。このような支援を効果的に利用するために、集落での話合いや取組が重要と考えております。

それから、農地として利用することがどうしても不可能であると判断した場合には、植林などして山林として管理することも検討してはどうかと考えております。

また、狩猟免許取得助成のほか、毎年、翌年度の防護柵の設置、集落ぐるみで取り組みます県のストップ・ザ・獣害対策について、区長様宛てに案内等も行っております。

以上です。

河嶋重一郎議員 集落ぐるみ、地域ぐるみの柵の設置を強く要望しておきます。

次に、今年は先ほども言いましたように、例年に比べてイノシシの数が特别多いと聞きます。被害を少なくする必要があると思いますが、それは猟友会の会員の腕にかかっているのではないかとも思うんですが、町独自の狩猟中、11月15日から3月15日のイノシシ捕獲支援をしてはどうかと思いますが、お尋ねします。

農林振興課長 平成25年から平成26年頃のイノシシによる被害額は年間600万円を超えておまして、狩猟期以外の捕獲数も100頭を超えることがありました。最近の被害額は約250万円前後で、捕獲数も60頭前後となっております、データ上は減少しているものと考えておりました。

しかしながら、令和3年度のイノシシに係る駆除の依頼は7件となっております、また8月末現在の捕獲数は既に80頭を超えております。平成25年頃に近い状況となっていると考えられます。

そのような状況で令和3年度は獣害柵の設置、約3.8キロについて、6集落が取り組む予定となっております。また田口地区におきましては、野生動物共生林整備事業の造成工事も着手されております。

ご提案の、狩猟期のイノシシの捕獲支援につきましては、このような令和3年度の取組効果や近隣市町の動向を見ながらというふうに考えております。

河嶋重一郎議員 ひとつよろしく願いしておきます。

次に、兵庫県は農林業に被害を与える野生動物の駆除を強化するため、狩猟者の育成拠点を兵庫県三木市内に整備しておりますが、射撃やわなを設置する訓練場のほか、基礎知識を学ぶ研修施設を設け、2022年5月開設を目指しております。そのように聞いておりますが、県狩猟者育成センター（仮称）としております。現在はどこらまでできているのかお尋ねします。

また、完成後には福崎町として利用・活用はどのようにされるのかお尋ねします。

農林振興課長 県に問い合わせたところ、令和5年度稼働予定というふうに聞いております。射撃場、わな実践フィールド、研修室等が整備される予定で、町内の狩猟者の技術向上や初心者研修場所として活用されることを期待しております。

河嶋重一郎議員 こういう施設を利用して、1人でも多くの狩猟免許取得者が増えることを期待しておきます。

次に、有害鳥獣捕獲後の処理施設の要望についてであります。

令和3年1月20日付で、中播北部行政事務組合に神崎郡猟友会より提出され

ていた要望書について、その後どうなっておりますか、お尋ねします。

住民生活課長 中播北部行政事務組合では、神崎郡猟友会の要望を受けまして、現在行っているごみ処理施設整備基本計画策定の中で、検討項目に盛り込んでおります。ごみ処理施設整備基本計画につきましては、学識経験者や地域住民代表者で構成します神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において、策定業務を請け負っております業者からの提案に基づいて、協議・検討を重ねていくという流れになっております。

検討委員会は7月28日に第1回の会議を開催し、第2回目は10月6日に開催する予定となっております、今年度中の計画策定を目指し、業務を進めているところであります。

河嶋重一郎議員 再度、強く要望をしておきます。

次に、農業委員会についてであります。

相続放棄農地についてお尋ねします。町内に相続放棄地はどれぐらいありますか。あるとすれば、農地はどこが維持管理されていますか。今後、農地はどのような解決策が取れますか。お尋ねします。

農林振興課長 相続放棄農地につきましては、農地等の管理に係る指導の際に、本人からの申出で分かる場合がありますけれども、町全体で何筆あるかは、登記に相続放棄された土地であるというような記載がされていないために、把握ができていない状況です。

土地の維持管理につきましては、民法940条に、相続放棄をした者が、その放棄によって相続人となった者が財産の管理を始めるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって財産の管理を継続しなければならないというふうに規定されておまして、次の管理人が決まるまでは、放棄した者が管理することとなっております。

解決策としましては、耕作放棄された農地を引き受ける方を探すしかないというふうに考えます。

河嶋重一郎議員 私も1か所確認しておるんですけども、周囲の田んぼをされている方が、非常に草ぼうぼうで、かなり、私の背丈以上のものが生えておるんですけども、困っておられますので、また何とか対処できる方法があればお願いしておきます。

次に行きます。宅地開発を認める特別指定区域についてお尋ねします。

福崎町では、市街化調整区域での宅地開発などを認める県の特別指定区域制度の一環で、特別区域内における農地の取得要件の緩和に踏み切りました。

この取組は、遊休農地の解消を図る上でも歓迎すべき制度だと思いますが、制度の概要と、現在の取組状況と、今後の計画についてお尋ねします。

農林振興課長 制度の概要につきましては、平成16年に福崎町西大貫地区で特別指定区域が指定されまして、市街化調整区域で10年以上居住している者について、住宅の建築が可能となりまして、平成19年1月には町内で27地区に拡大しました。

ところで、住宅敷地の面積が上限で500平米未満というふうになっておりますので、500平米を超える農地の処分については、分筆後の残りの農地について取得予定者が農地取得要件になり、3,000平米をクリアできない場合があります。管理が十分になされないとかで、売買契約そのものできないケースもありました。

そこで、特別指定区域制度で土地を取得する場合に、残地が農地であってもその取得要件を緩和して、住宅の隣接または近接します農地を、建築主自らが取

得して管理できるようにするもので、町のホームページのくらしの情報、農林業、農業委員会のところに概要手続の方法等を掲載しております。制度施行時には広報にも掲載しております。

現在まで5件、1,232平米の農地について制度の適用がありました。今後の計画については、時期を見て広報に掲載して、住民への周知を図っていきたいと考えております。

河嶋重一郎議員 よろしく願いしておきます。

次に移ります。農業委員会の農地利用最適化推進委員についてお尋ねします。

推進委員は、農地集積や遊休農地の発生防止に取り組む農業委員会組織の実働部隊として設置が進んだと思いますが、農地を守るためどのような活動をされていますか。農地集積や遊休農地の発生防止に具体的にどのような関わりをされてきましたか、お尋ねします。

農林振興課長 平成28年に施行されました改正農業委員会等に関する法律によりまして、農地利用の最適化の推進、すなわち担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進によります農地等の利用の効率化及び高度化の促進が、農業委員会の必須事務となりました。

よって農地利用最適化推進委員さんだけでなく、農業委員も農地利用の最適化推進を行っているところでありまして、活動としましては毎月の定例会後の研修、それから広報委員会によります農業委員会の事務のPR、農地パトロール、遊休農地の所有者や耕作者の指導、集落の人・農地プランの作成や検討の際の参加、集落での農地に係る相談対応などを行っています。

河嶋重一郎議員 次に移ります。先ほども質問の中にありました、遊休農地解消・促進へということでお尋ねします。

福崎町の遊休農地面積は、全農地の何%ぐらいありますか。遊休農地とはどのような農地のことを言いますか。耕作再開に当たり、どのような方法で所有者に助言・指導を行っていますか。最近5年間で遊休農地の推移はようになっておりますか。農水省は2021年度より遊休農地の解消促進に向け、農業委員会による調査の方法を見直すと聞いておりますが、どのように見直すのか。福崎町にはどのような影響がありますか。遊休農地解消への取組をお尋ねします。

農林振興課長 遊休農地とは、農業委員会が農地パトロールで、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みがない、また周辺の農地と比較して利用の程度が著しく劣っているとみなされた農地のことを言います。

遊休農地の面積や推移につきましては、決算報告書の農業委員会の部に、耕作放棄地面積として記載しておりまして、平成28年は7.5ヘクタール、平成29年は6.6ヘクタール、平成30年は5.9ヘクタール、令和元年は7.9ヘクタール、令和2年は8.5ヘクタールと、最近2年間は増加傾向にあります。町全体の農地面積は727ヘクタールですので、1.2%の割合となっております。

耕作再開に当たり、所有者への助言・指導につきましては、所有者自らが耕作を再開することは非常にまれなので、地域の農会長や農業委員等に借り受けることができる方がいないか、相談するように助言しているのが現状であります。

それから見直しですね、調査方法の見直しにつきましては、再生利用が可能な荒廃農地について、荒廃状況に応じた区分が2通りになりました。利用意向調査等の実施時期、回答期限等が前倒しとなっております。

影響につきましては、今年度実施しないと分からない部分もありますけれども、特に困難な事務が増えるとは考えておりません。

遊休農地解消への取組につきましては、所有者に対する助言・指導に加え、やはり地域での人・農地プランの作成や見直しが大切であると考えております。農業委員会でも人・農地プランの重要性は研修会等を通じて皆さん理解されておりまして、地域で取り組まれる際にはぜひ参加して、よりよいプランづくりに尽力していただけるものと期待しております。

河嶋重一郎議員 よろしく願いしておきます。

次に、荒廃農地の防止についてお尋ねします。

福崎町では、現在、荒廃農地と思われる農地面積はどれぐらいありますか。農地面積の何%ぐらいですか。農水省が2021年度より始めた最適土地利用対策制度の概要と、福崎町としての荒廃農地防止への取組についてお尋ねします。

農林振興課長 荒廃農地とは、現在、耕作されておらず、耕作放棄により荒廃してしまい、通常の農作業では耕作が客観的に不可能な農地のことで、令和2年は8.9ヘクタール、1.2%となっております。

最適土地利用対策とは、地域ぐるみの話し合いを通じて、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源である農地の付加価値向上を推進するために、荒廃農地や、そのおそれのある農地の有効活用や、低コストによる維持に意欲的に取り組む地域活動の後押しをするため、計画づくりや簡易な基盤整備、低コストによる農業生産のモデル的な取組を支援する制度で、福崎町としては、荒廃農地防止の取組に関しましては、先ほどと同様に人・農地プランの作成や見直しが大切と考えておりまして、今後も推進していきます。この人・農地プランの発展型が、最適土地利用対策に当たるものというふうに考えております。

河嶋重一郎議員 農地集積に向けた地域の話し合いや参加、農業委員会の果たすべき役割は大変大きくなると思いますが、法令業務だけでなく、農地を守るために頑張ってくださいをお願いしておきます。

次に移ります。次、地域振興についてであります。道の駅構想についてお尋ねします。

県内には35の道の駅があるようですが、大小にかかわらず、各市町に道の駅もしくは道の駅らしき店ができてるように思いますが、福崎町では平成30年3月議会の一般質問において、ある議員が、福崎町の道の駅構想の進捗状況はと質問されております。進捗状況はと質問されるということは、何か計画があったように思われますが、そのときの地域振興課長は、今回、当町において、2つの観光交流センターを整備することから、その1つに道の駅としての機能を持たせ、活用を図っていると答弁されております。

その当時、どのような道の駅構想があったのか、町長にお尋ねします。また今後の構想があればお聞きしておきます。よろしく、町長お願いします。

町長 平成18年、当時の中播磨県民局長との意見交換会の中で、中播磨には道の駅が一つもないので、検討してはどうかという話が出ました。その意見を受けて、平成19年に福崎町道の駅検討委員会を立ち上げ、検討が始まりました。

計画の場所については、旬菜蔵の西隣の土地、西治地内が候補に挙がりましたが、場所が県道三木宍粟線沿いであり、県の推進する銀の馬車道沿線に当てはまらないこと、特段のビューポイントがすぐ近くにないことなどから、計画を進めるには決定打に欠けていました。

県との調整もなかなか進まない中、平成26年度からJR福崎駅周辺整備事業に取り組み始めました。その構想の中で、2つの観光交流センターを駅前と辻川に建設する案となり、福崎町における観光拠点の辻川界隈に道の駅の機能を持たせた辻川観光交流センターを建設することになりました。

ですので、以前は検討を進めた経緯はありますが、現在では西治地区での道の駅整備の予定はありません。

河嶋重一郎議員 ありがとうございます。

次に、もう一点、吉識雅夫記念館建設をということでお尋ねします。

福崎町の名誉町民であり、文化勲章受章の吉識雅夫先生の記念館を建設し、顕彰してはと思いますが、先生は船舶工学者だけでなく、宇宙工学の権威でもあります。人口1万9,000人の町で2人もの文化勲章受章者がおられる町が、ほかにあるのでしょうか。福崎町の誇りです。薫り高い文化のまちとして、数年かけても造る必要があると思いますが、一般の人が宇宙へ行ける時代が来ようとしている現在、宇宙への関心が高まっている時代に合った事業になると思いますが、町長、いかがですか。

町長 議員おっしゃるとおり、福崎町には2人の名誉町民がおられ、その偉業を顕彰するために、様々な取組をしています。

吉識雅夫先生に対する顕彰としましては、歴史民俗資料館には吉識雅夫顕彰コーナーを設けています。八千種研修センターでは図書コーナーがあり、過去には歴史民俗資料館やエルデホールで、特別展や企画展を開催しています。

ほかにも、子どもたちに自然科学への興味・関心、意欲を高めてもらうための吉識雅夫科学賞や、お二人の名誉町民の功績を知ってもらうふるさと学習では、今年度、ご子息から、「名誉町民吉識雅夫～海そして宇宙～」と題してのお話を収録し、学校で視聴していただく取組も進めております。

しかし、新たな顕彰施設の建設となりますと、行政のさらなる顕彰に加え、地元の盛り上がりも不可欠だと考えます。前例となる柳田國男先生の場合でも、地元の盛り上がりから募金活動へとつながり、加えて日本船舶振興会や兵庫県からの補助金を受けて、施設の建設が進められたという経緯があります。

町としましても、吉識雅夫先生の顕彰に努めていきたいという思いは同様ですので、行政への要望に加え、地域における機運醸成にもご尽力を賜りますようによくお願いをいたします。

河嶋重一郎議員 ありがとうございます。

それでは次に・・・。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

河嶋重一郎議員 安全・安心のまちづくりについて、空き家対策についてお尋ねします。

令和元年12月議会で空き家件数等質問をしましたが、その後どうなっているのか、改善された点をお尋ねいたします。管理不良の家屋件数は何件ほどあり、所有者に対してどのような指導をされ、その結果はどうであったのか、これからの空き家対策についてもお尋ねします。

まちづくり課長 まず空き家の件数についてご報告いたします。

令和元年時点での空き家件数、こちらは343件ございました。現在、令和2年9月時点の数値となりますが、355件の空き家についての報告を受けております。結果的には12件の増加ということになってまいります。

この増加の内訳でございますが、この1年間で新規に空き家となったものが3

4件ございました。一方、除去された空き家が13件、また新たに居住されたものが9件ございまして、その差引き、こちらが12件の増加となったものでございます。

管理不良の家屋等についてでございますが、特に管理状態がよくないケース、こちらをD2として判定をさせていただいている物件数になるんですが、令和元年と比べますと現在は10件となっております、令和元年に比べますと1件減ということになってございます。これは撤去されたものでございます。

危険空き家の所有者に対してですが、空き家の適正な管理を促すとともに、除去についても検討していただくような指導を行わせていただいております。主に文書、それから電話等によってさせていただいております。

それから、これからの空き家対策ということでございますが、空き家の件数につきましては、全国的にも非常に増加傾向にございます。また近年は所有者が不明といったような空き家も多く、取扱いに苦慮している状況も見受けられております。

そういったような状況の中でございますが、町といたしましても、空家対策審議会、こちらにも協力を願いながら、空き家の解消に努めていきたいというふうに考えておまして、空き家バンクでございまして、空き家関係の補助事業、こちらなどを活用していただきながら、居住者、また改修費用、こちらの確保を図っていただきまして、今までと同様に、空き家の所有者の方に対しましては空き家の適正な管理を促していきまして、危険空き家については、先ほども申しましたように除去等について検討していただく、このような指導・助言を行っております。

この損傷の著しい特定空家に該当すると思われる物件に対しましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項並びに福崎町空家等の適正な管理に関する条例第7条第1項、こちらの規定に基づきまして助言並びに指導を行うこととなっております、令和2年度には3件に対してこの指導を行わせていただいております。

この3件ですが、改善が見受けられない場合、こちらは令和3年度におきまして開催予定でございます空家対策審議会、こちらの意見を聞きながらにはなるんですが、除去また修繕など、必要な措置を取るようには勧告を行っていくことも視野に入れて、今現在、考えております。

以上でございます。

河嶋重一郎議員 今後とも、1件でも空き家が減りますように、ひとつよろしく願いしておきます。

次に、空き家対策その後ということで、お尋ねします。

平成28年に、空家再生等推進事業補助金交付要綱に基づき、1件の補助金を交付し、空き家がコミュニティーカフェとして活用されたと聞いておりますが、その後についてお尋ねします。

補助金対象者が今も経営されておりますか。今現在、どのような状況になっておりますか、お尋ねします。

まちづくり課長 ご指摘のとおり、平成28年でございますが、国の空家再生等推進事業並びに福崎町の空家再生等推進事業補助金、こちらを活用されまして、空き家をコミュニティーカフェとして再生・活用されたという実績がございます。

現在の運営状況についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、運営者は3人目の方となっておりますというふうにお聞きしておりますが、運営状況は、午前中はカフェとして、また午後からはカフェとともに携

帯電話機、こちらの修理なども行っておられるというふうにお聞きしております。
河嶋重一郎議員 コロナ禍で大変だと思いますけれども、この事業を活用された以上は、引き続きこの事業の目的を達成されますことを期待しております。今後とも注視していきたいと思います。

その次に入らせていただきます。安全・安心のまちづくりについてですが、通学路の安全確保はということでお尋ねします。

町の通学路を総点検するべきではないかと考えます。最近、子どもの通学途中の列へ車が突っ込み、犠牲者が出るという悲惨な事故が報道されていました。当町においても、そのような事故がないとは限りません。通学路の安全対策については毎年会議が開催され、自治会やPTAより改善要望が提出されているとお聞きします。

当事者からの意見・要望も大切だと思いますが、役場担当者の目線からも、いま一度改めて総点検を行い、子どもたちが安全で安心して登下校ができるような対策を行うことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、当町では、平成30年度から令和2年度までの3年間にわたり、通学路などに面している危険ブロック塀の撤去に対し、補助を行ってこられたと思いますが、一定の成果が確認できたなどの理由により、令和3年度からは補助を出されていないと思います。

しかし、まだまだ町内においては危険なブロック塀も見受けられます。また道路にはみ出しているような生け垣もたくさんあり、危険な状態であります。安全な通行の確保に向け、そのようなブロック塀などの撤去費用について支援を再開すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

住民生活課長 通学路の交通安全対策につきましては、毎年、各小中学校から通学路の改善要望を出していただき、通学路安全推進会議で情報共有、改善に向けた対策の協議を行った上で整備を行っております。

今年度は千葉県八街市の事件を受け、9月15日に学校、警察、教育委員会、道路管理者でありますまちづくり課、住民生活課と合同で現地点検を実施いたしました。

今後は対策必要箇所について対策案の検討を行い、可能なものから速やかに改善を実施してまいります。

まちづくり課長 この危険ブロック塀の撤去については、私のほうからご説明させていただきます。

まずこの制度でございますが、福崎町では国・県の支援事業、こちらを受けまして、平成30年度より公道に面しています危険ブロック、こちらの撤去に対し補助を行ってまいりました。実績といたしまして、平成30年度では10件、また令和元年度では8件の補助を行っております。

兵庫県では、この平成30年、また令和元年の2年間で一定の成果を上げたこと、また本来であれば設置者が対応すべきことなどでもあることから、兵庫県負担分、こちらの補助金交付についてはこの令和元年、令和2年度からはなくなっているというような状況でございます。

しかしながら福崎町としましては、措置期間といたしまして、さらに1年間延長することといたしまして、令和2年度は兵庫県の補助金額相当、こちらを町が負担することによりまして、この危険ブロック等撤去支援事業を実施させていただきました。なお、令和2年度の実績は5件分でございます。

この制度は、もともと平成30年に発生しました大阪北部地震の際に転倒・崩壊し問題となりました危険ブロック塀の撤去を目的に実施されたものではござい

ますが、当初より、この補助につきましては、個人所有のブロック塀の撤去に対して補助金を交付することなどについても賛否がございました。

また家屋の解体のついで、こちらのついでにブロック塀の撤去を行い、それをしたことによって補助金を受けるといったような申請も見受けられるような状態もございました。そのようなことから、町では、令和3年度からは、このブロック塀につきましては、ご指摘のような生け垣、こちらも同様でございますが、従来どおり設置者において安全対策をお願いすることとしておりまして、現在のところ、制度の復活、こちらについては考えてはおりません。

以上でございます。

河嶋重一郎議員 財政の事情が許せば、また復活をお願いしておきます。

それではこれで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、河嶋重一郎議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

- 1、いじめ防止対策について
- 2、防災の観点から、役場や駅が中心のコンパクトシティについて
- 3、農業基盤の整備と新しい農業経営の展開について

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 議席番号3番、大塚記美代でございます。

通告に従い一般質問させていただきます。

まず1番、いじめ防止対策についてお尋ねします。

福崎町いじめ防止対策推進条例が令和2年12月17日に制定され、画期的なことだと注目しております。条例制定後、学校現場での対策はどのように変化したのかについてお尋ねいたします。

いじめは、人間が集団で生活している以上、子どもだけではなくどこの社会においても発生し得る問題であると思っておりますが、特に、自分の生活を親や教師に依存せざるを得ない子ども時代にあっては、自分1人ではどうすることもできない深刻な問題に発展しかねません。

そしてその経験は、生涯にわたって深く心の傷となって、将来に影響を及ぼします。誰にも相談できずに現実を悲観して、自ら命を絶ってしまうケースもあります。いじめは被害を受けている子どもだけではなく、いじめをしている加害者当人にも、それを見て見ぬふりせざるを得ない傍観者の子どもたちにも大きな影響があります。学校が楽しい場所ではなく恐怖の場所になり、教師を初め大人たちへの不信感を抱く経験にもなってしまいます。

このように、いじめの問題は次代を担う子どもたちの成長、発達に関わることであり、保護者だけでなく地域住民にとっても非常に高い関心があることだと思いますので、具体的にお尋ねしたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、いじめの未然防止のための対策はどのように実施されているのかをお尋ねします。児童生徒に対する対策と職員への対策、職員以外の専門家や住民との関わりについて、それぞれ別々に回答をお願いします。

まず、児童生徒に対する対策について、いじめのない学級運営をどう実施しているのかについてお尋ねします。

学校教育課長 それでは、児童生徒に対する対策といたしまして、道徳や人権教育を通じて心の教育の充実を図り、いじめを許さない学校風土の構築に努めております。

小学校では年3回、学期ごとに生活アンケート、教育相談、個別面談を実施し、

いじめの前兆となり得る事象に関しては児童に聞き取りを行い、いじめの早期発見に努めております。

中学校におきましても、小学校と同じく年3回、学期ごとに生活アンケートやQ-Uテスト、教育相談を実施しています。さらに中学校では、いじめに焦点を当てたいじめアンケートも実施して、いじめの実態把握に努めています。

それから、生活の記録を有効に活用し、教師とのやり取りを通して人間的なつながりを深め、一人一人の生徒の微妙な変化や課題兆候などを把握し、助言を与えております。

相談窓口としましては、担任、生徒指導担当、養護教諭を中心に取り組み、また、スクールカウンセラーを配置して、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整えております。

大塚記美代議員 ちょっと返答の中で、生活の記録というものが、ちょっと初めて聞いたので、幼稚園とかでしたら連絡帳みたいなものがあったのは覚えているんですけど、最近では中学校でもその日々の連絡帳みたいなものがあるのでしょうか。

学校教育課長 生活の記録ということで、日々の子どもの出来事、思ったことなどを書いて提出するものがございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、職員への対策についてお尋ねします。

いじめの対応の研修、カウンセリングの演習などはどのように行っているのでしょうか。

学校教育課長 職員に対しましては、いじめ対応マニュアルなどを活用した校内研修やいじめの事例研究により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図っています。

また、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を実施し、児童生徒の理解を深め、いじめ防止に取り組んでおります。

大塚記美代議員 今、多くの研修とかおっしゃっていただきましたが、それは大体1人の、個人の教師に対したら年何回ぐらいになりますか。

学校教育課長 具体的に何回ぐらいというのはちょっとつかんでおりませんが、機会を捉えて実施しておると考えております。

大塚記美代議員 では、職員以外の専門家や住民との関わりについてはどのように行っているのかをお尋ねします。

学校教育課長 学校評議員会やPTA理事会、民生児童委員さん等に、学校のいじめ認知の状況を伝え、情報共有をしております。また、学校のいじめに対する取組を伝え、情報交換、協議した上で家庭や地域への見守りを依頼しております。

事案によりましては県教委の学校支援チームやケアステーションかんざきとも連携をしております。さらに、立ち番をしてくださっている方、校内ヘルパーさん、地域ヘルパーの方々などと交わす毎日の挨拶も、子どもたちの成長には欠かせないものと考えております。

大塚記美代議員 個人情報観点から、かなり難しい問題とは思いますが、その情報共有は、一般住民というのではなくて、その学校ヘルパーさんとか民生委員さんとか、PTA役員まで含めますか。

学校教育課長 個別具体の事案で、個人情報は当然守りつつ、全体的な学校の情報を伝えて、見守りをお願いするというのが主眼であります。

大塚記美代議員 分かりました。個別のというよりも、こういう事案が発生しているので、全体的なことを情報共有して住民とかに協力を求めるという認識をいたしました。ありがとうございます。

次に、さらに具体的にお尋ねしたいんですが、いじめの発覚時の対応についてお尋ねします。

いじめが発覚した場合の初期対応はどのようになっていますか。いかに迅速に行うかが重要と思われます。学校内委員会の立ち上げはその日のうちに行われているのでしょうか。

学校教育課長 一口にいじめと申しましても、児童同士のトラブルのようなものから、悪質で深刻なものまで様々ございます。重大な事案につきましては、各校のいじめ防止基本方針に沿いまして、学級、学年担任、生徒指導担当、児童生徒支援担当、養護教諭、管理職などによる校内支援委員会を即日開催し、初期対応を含めその対策について協議をいたします。小さな事案につきましても、管理職や生徒指導担当等と協議の上、その対応に当たっております。

大塚記美代議員 重大な事案か、そうでない事案かというのは、なかなか客観的に判断するのは難しいと思うんですね。いじめたほうは軽い気持ちで、冗談のつもりで言ったけど、受けたほうはすごく深く傷つくという事案があるのでね。その重大な事案かそうでないかっていうのはあんまり、とにかく発覚したということは、いじめと認定しているかどうかということではなくて、訴えがあったとか、見たとか、見ていた人からの報告があったとかという時点で、とにかく発覚した、いじめと認定されなくても発覚した時点でまずは協議するということがセオリー的には必要であるというふうに私は学びましたし、理解もしていますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

学校教育課長 いじめの定義的なところになるかと思えますけれども、児童生徒がどう感じるか、思うかというところで、いじめかどうかも認定されると。重大なものかそうでないものかという言い方をしておりますけれども、その子がいじめと感じれば、もう周りがどう見ておろうともいじめであると。そういうスタンスで教師はその子に事情を聞き、正確な情報を把握し、それに関連する周りの子どもたちとも会話をし、ということを行っております。

重大っていうのは、身体、生命、財産、子どもの金銭、中学生ぐらいになってくるといろいろお金のやり取り、そのようなことで、もう非常に全体的な校内会議を開いて対応を検討しなければいけないという事案については即日に校内会議は開きますが、そうでない、その子がいじめと思った事案については、担当教諭がきめ細やかに対応しておるところであります。

大塚記美代議員 現場のことも分からなくはないのですが、いじめを訴える相手が、担任に生徒が全て心を開いているとも限りませんので、担任だけの対応でなく、それに関わる人、全教員とまではいなくても、関わる可能性のある教員にはその情報共有をしておかなければ、その小さな見過ごしとか、そういう、やっぱりいじめはすごく巧妙になっていて、絶対先生に分からないようになっていっているらしいんですね。ですから、なかなか大人の目をかいくぐって実施されている案件がすごく多いというふうに聞いておりますので、やっぱり担任とか、その副担任とか、養護教諭だけでなく、関わる可能性のある職員には共通認識をしいって、少し何か気になるところがあれば見逃さないで対応していくということが大事だろうと思いますが、その軽微なトラブルというのではなくて、そこそこの重大な事案に関してでも結構ですが、その全職員の職員会議での共通認識と協力要請、役割分担などはどのようにされているのかお尋ねします。

学校教育課長 その共通認識を図るということで、学校では子どもを語る会、月1回のペースでは開催をしております。担当をどのように決めているかというお尋ねかと思いますが、その校内対策委員会等で決定して、速やかに対応に当たるとい

とでございます。

大塚記美代議員 私の認識では、情報収集するときに、被害者担当、そして加害者担当、それから保護者担当、保護者にも被害児童の保護者と加害児童の保護者がいるんですけども、別々に担当するのが重要であるというふうに認識しているんですが、そのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、それぞれの担当を決めて対策に当たっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、いじめを受けている被害者が自ら訴えた場合や、その被害児童の保護者が訴えた場合に、いじめは巧妙な仕組みで進んでいっておりますので、訴えたがためにさらにいじめがエスカレートするというような事例をたくさん聞いたり、読んだりしていますが、そのいじめの被害者をどのように学校では守っているのでしょうか。

学校教育課長 いじめを訴えた子どもさんを最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝えて、全面的にいじめられた側に立って対応することを徹底しております。さらに全教職員で見守りを行います。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、いじめを訴えた人が被害者とは限らず、観察者や傍観者だった場合、その訴えた子どもが今度は次のいじめのターゲットにされてしまうということもよく聞きますが、その子はどのように守られているのでしょうか。

大塚記美代議員 いじめを訴えたのが周りの子どもさんだった場合ということで、今おっしゃったように、その子がさらなるいじめの被害者にならないように最善の対応を図るとともに、秘密は守るといふ、このスタンスを大事にしております。

大塚記美代議員 ちょっと具体性に欠けるといふふうに思うんですが、秘密は守るといふと、秘密はなぜか漏れてしまうことが多いんですね。だからその子どもの担当っていうものを決めて、その子の学校生活をずっと見守っていくということが必要ではないかと思うのですが、まず、学校職員の、今、コロナの対応でも大変な中、とても人間的には難しいのではないかとはいえますけど、安心して、いじめを防ぐ気持ちがある子どもの安全な学校生活のためには、先生方も頑張っていたいただきたいと思えます。

次に、加害児童への対応というのは、またさらに大変だと思うんですが、それはどのようにされているのでしょうか。

大塚記美代議員 加害児童生徒に対しましては、いじめは決して許されない行為であるという厳しい指導を行うとともに、加害児童生徒のその子の成長につながるよう、人間的な触れ合いに基づき働きかけを行います。

大塚記美代議員 加害児童は、なぜいじめを行ったのかという複雑な背景がとてもあると思うのです。ですから、排除するというのではなくて、その子の成長、発達を促すような対応ということをお聞きして、とてもよかったんですけど、とても対応策は難しいと思うんですけど、加害児童への、その担当っていうのももちろん決めておられると思いますが、その担任が担当とか、養護が担当とかというのは、その加害児童のほうにさらに心を開くっていうのが難しいと思うんですが、その加害児童が最も心を許している教師っていうのが担当になるのが望ましいと思うのですが、その点の対策は可能なんではないでしょうか。

学校教育課長 その加害児童生徒さんの背景にあるものによりましては、スクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーもいますし、学校長が、その校内会議におきまして、いじめ事案の推移等も見ながら、その担当職員、教諭を決定して、適切な対応をしておると考えております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、保護者への対応はどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 いじめの事案に関しましては、保護者のせいにはしないという指導を心がけております。いじめ問題の背景として、養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、健康福祉課、県のこども家庭センターや民生児童委員さんなどとも連携して対応をしております。

大塚記美代議員 家庭や保護者に問題が隠されているのが、このいじめの事案から発覚するということが多々あると思います。その家庭も、多分SOSをどこに求めたらいいのか分からないというようなことだろうと思うんですけど、その裏に虐待とかが、加害児童の背景には隠れているということが多く聞かれますが、虐待についてはどのように対応することになっておりますか。

学校教育課長 事案によりまして、そのような虐待があると見られる場合には、教育委員会だけではなく、健康福祉課なり、ケース会議を開催して、警察の方にお越しいただくような形でのケース会議もありますので、様々なチャンネルといいますか、を総動員して、その子の問題に当たっていくという体制で進めております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

大変だと思うんですけど、この問題に関しては全職員、学校職員が一丸となって取り組む必要があると思うのですが、そのような体制は学校の中では整っているのでしょうか。

学校教育課長 チーム学校の体制が整っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

そのチーム学校っていうのは、どのような組織というか、体制になっていますか。教育委員会との絡みについてもお願いします。

学校教育課長 チーム学校と申しますのは、校長の学校経営方針を基に、教職員がそれぞれの目標を設定して、その達成に向けて努力をしているという形であります。

また、教育委員会と学校は、毎月の定例校長会や教頭会などで常に情報を共有し、指導や助言を行いながら教育活動を進めております。

大塚記美代議員 これは私はあまり詳しくは知らないですけど、ドラマとかでは教育委員会がとても権限を持っていて、学校長に指導をするので、学校長はなかなか自分の思う学校運営ができないのだというようなことを、これはもう一般人のドラマの知識ですけど、その点についてお尋ねしてもよろしいですか。

学校教育課長 それはドラマの知識であろうと思われませんが、毎月の校長会、教頭会でも非常にフラクといいますか、言いやすい環境で、全ての情報をお互いに言って、共に進めているという柔らかい関係であります。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、いじめの問題についていろいろ聞いてきたんですけど、これが解決した、だからこの対策はもう終わりというような、そんな基準というようなものはあるのでしょうか。

学校教育課長 文部科学省からは2点の要件がありまして、いじめ行為がやんでいる状況が3か月継続、もしくは被害者が心身の苦痛を受けていないという、この2点が示されております。

しかしながら、いじめが解消した後も、継続した見守りを大切にしておるところでございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

今までお聞きしていると、担任の負担が最も、幾らチーム学校とはいえ、担任がとても負担を感じていると思うのですが、その担任へのフォローは誰がどの

ようにされているのかをお尋ねします。

学校教育課長 担任のフォローといいますと、やっぱり校長、教頭が中心となって行うことになっておりますが、教員の心のケアなどにつきましては、特に初任者や若手教員に関しましては、学校に来ているスクールカウンセラーと相談する機会を設けたり、悩み事や相談がある新任ではない先生に対しましては、カウンセリングを受けるように導いているところであります。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、先ほどもありましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについてお尋ねしたいと思いますが、具体的にどのように機能しているのかをお聞きします。

まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの各学校への配置と、報酬はどのようになっているのでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーにつきましては、本年度は福崎小学校と両中学校2校を拠点校として、3名が配置されております。それぞれが週1回、6時間の勤務で、1人で拠点校と連携校の2校を担当し、児童生徒たちだけでなく教職員、保護者の相談にも応じております。

このスクールカウンセラーは県費職員でありまして、報酬は時間給で5,000円となっております。

大塚記美代議員 スクールカウンセラーだけで、スクールソーシャルワーカーは配置されていないということですか。

学校教育課長 失礼いたしました。スクールソーシャルワーカーも配置しておりまして、これにつきましては1名を配置しており、週4日勤務で中学校2校を中心に、児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題に対して解決を図れるよう支援をしております。

この方につきましては、町費の会計年度任用職員でありまして、時間給は2,500円であります。

大塚記美代議員 スクールカウンセラーは県職ということで、これは県からの配置基準というものがあるって、それはもう増やしたり減らしたりは、町ではできないということでしょうか。

スクールソーシャルワーカーについては、町が独自で雇用しているという認識ですと、県職とその時給が半分というのはどういうことなのでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるように、スクールカウンセラーにつきましては県費職員ということで、県の規定に基づく報酬という形になっております。その点、仕事の中身につきましては何も差異はないんですけれども、町の規定によりまして2,500円という規定で来ていただいております。

大塚記美代議員 私の認識ですと、スクールカウンセラーは主に学校の中で仕事をする、話を聞いたりということが多いかないかと思っておりますが、スクールソーシャルワーカーってというのは、ソーシャルワーカーですから、社会に出ていく仕事なんですね。家庭訪問とか、そこら辺の地域の人との関係を求めて、連携を求めていくとか、そういう仕事が多くなると思うんですけれども、今後、町の独自の会計任用職員ということでしたら、町の判断で増減したりは可能だという認識でよろしいですか。

大塚記美代議員 町の会計年度任用職員さんでありますので、今おっしゃったような考え方にもありますが、学校の状況を十分聞きまして、スクールカウンセラーさんとスクールソーシャルワーカーさんで、もっとスクールソーシャルワーカーさんが必要という声が高ければ、また要望していきたいと考えております。

大塚記美代議員 次に、そのスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーと、実際、学校の教職員との会議の頻度はどれぐらいあるんでしょうか。

学校教育課長 スクールカウンセラーさんは、週に1度、守秘義務を守りながら、カウンセリングを受けた児童や保護者への対応を話し合ったり、学級で気になる児童生徒の相談を持つ機会を持つとともに、月末には管理職、教頭のほうにまとめて報告をし、学期に1回を目途に校内適応指導委員会を開催して、情報共有を図っております。

大塚記美代議員 あと、担任だけのフォローではなくて、教員へのケアも必要であると思いますが、専門家は、必要などときにはカウンセリングを受けるといような先ほどの答弁でしたけれども、どの程度介入しているのか。全職員には介入していないように、今お聞きしてたら思ったんですけど、どの程度カウンセラーは教員に介入していますか。

大塚記美代議員 管理職である校長が、この先生にはカウンセリングが必要であるという必要度を認めた場合には、来られる日が限られておりますが、その来られる日の時間設定で随時対応ということではしております。

大塚記美代議員 次に、いじめは学校内だけで完結するものではない。先ほども民生委員とか地域住民とかの連携を持っているということでしたが、今後、地域住民はどう関わり、協力していけばいいと思われませんか。

今は交通当番の人とか民生委員とかの協力ということですけど、そのほかの地域住民は、別に何も関わらなくてもよろしいんでしょうか。

学校教育課長 いじめの未然防止には、家庭・地域での見守りや教育が欠かせないことと考えて、学校での取組を学校だよりやホームページなどで伝え、理解を得るようにしております。

また、福崎町は子ども会活動や秋祭りなどが活発で、地域で地域の子どもたちを育てる土壌があり、地域や家庭で気になることがあれば遠慮なく学校に情報提供していただき、地域全体で子どもを見守っていただきたいと考えております。

大塚記美代議員 もともとそういう風土が福崎町にはあるので、今後、それを活用して行って、地域で子どもを見守っていただきたいということで、分かりました。

次に、先ほどちょっと児童虐待の話も出たんですが、この2020年度、児童虐待が全国で20万件を超えて、コロナの影響でも増加したという報道がありました。コロナで、特に気軽に近所の家に行くことができなくて、なかなか支援も届きにくく、隠れているものも多いと思われませんか。

特に増えているのは、目に見える身体的虐待ではなく、心理的虐待であり、それがいじめの被害者にも加害者にもなる可能性が高いと言われております。児童虐待は、保育所や学校で発見しやすいと言われておりますが、どのように発見して対応しているのかについてお尋ねします。

学校教育課長 教職員が子どもの微妙な変化、言動、服装の汚れ、体の傷、学力の急な低下など、気がついたことを教職員で話し合い、共通理解を図っております。常に留意が必要な児童生徒には、学級担任を初め支援の教職員や養護教諭など、複数の目で見るとしてしております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、担任やその他の教職員が健康でないと、このような複雑で対応が大変慎重になるいじめなどへの対応は難しいと思っております。教職員へのメンタルヘルスはどのように確保されているのかについてお尋ねします。

コロナで度重なる学校の対応、方針の変更で教職員が疲弊していると思われま

すが、そのケアはどのようにされているのでしょうか。

それで、また最近、神戸で、もう2年ぐらいになるのかな、教師同士のいじめ事件が発覚いたしました。これは多分、氷山の一角ではないかなと思うんですけど、どのように教師同士のいじめも発見・防止しているのかについてお尋ねします。

学校教育課長 教職員のメンタルヘルスにつきましては、県教育委員会が設置している教職員メンタルヘルス相談センターで行っております。センターでは、臨床心理士の資格を持つ教職員メンタルヘルス相談員が常駐しております。教職員は心の健康に関して電話、面接、eメール等で相談ができます。

また、公立学校共済組合の健康相談事業においては、臨床心理士が対応してくれる電話、面談、メンタルヘルス相談や24時間対応のウェブ相談、心の相談などのサービスが受けられる体制が整っております。

町におきましても、教職員の心の健康のため、年1回ストレスチェックを実施しております。教職員が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は産業医の面接を受けて助言をもらうことができます。

学校におきましては、管理職が日頃から教職員が不安や悩みなど打ち明けられる関係づくりに努めており、管理職が必要と認めればスクールカウンセラーにつなげていきます。

先ほどおっしゃいました神戸におけるような事案につきましては、福崎町の学校につきましては、管理職が日頃からのコミュニケーションを十分取っております。そのようなこともありませんし、そのようなことがあれば早期に発見して対処できる体制となっております。

大塚記美代議員 ご丁寧な回答をありがとうございます。

次代を担う子どもたちの成長は、地域住民みんなで守っていかなければならないと思っています。今後とも住民にできることがあれば、どんどん発信していただきたいと思います。

次に、防災の観点から、役場や駅が中心のコンパクトシティに対して、心配な点についてお尋ねします。

平成28年6月に制定された福崎町都市計画マスタープランと、令和元年7月に発行された福崎町第5次総合計画後期計画によるコンパクトシティ構想は、役場と福崎町周辺を中心とするものであると認識しています。

その間には、豪雨災害時に洪水の危険区域が広がっています。この防災ハザードマップが配られてきたんですが、この真ん中に一番危険区域がぶわっとあって、それで役場と駅があるんですね。それを見ると何かちょっと心配になるんですが、さらに市街化区域には、もう昨今どんどんと商店が立ち並んで、集中しておりますが、特に私の住んでいる西谷のような周辺の市街化調整区域には、ほとんど商店がありません。もし道路がこのように豪雨災害で分断された場合、中心地から離れている住民は物資の調達に不安を感じているのではないかと思います。その対策はどのようになっていますか。

私の西谷で言うと、長野ですか、そこに備蓄倉庫があるんですけど、そこから何か物資が来るのでしょうか。そこに役場の職員はいないと思うんですけど。

町長 備蓄倉庫は町内に3か所あるんですね。一番大きなところが東大貫のところにありますし、2つ目にできたのが長野のところ、3つ目にできたのが文化センター、体育館の前。そこにあります。

一番、そういう支援物資がきちんとそろっているのが大貫の備蓄倉庫になりま

すので、基本的にはそちらのほうから運ぶことになるのか、緊急の場合は運ぶことになるのかなというふうに思いますが、恐らく大きな災害が福崎町を中心に起こったということになりますと、福崎町だけで対応するというのではなくて、もう周辺市町含めていろんなところからそういった支援物資がやってまいりますし、民間の企業さんにも、そういった支援協定を結んでいる場合がありますので、周辺市町からもそういう支援物資が届くものと、このように思っております。

そういった仕分けをこちらの福崎町のほうできちんとする必要はあるのかなと思います。

大塚記美代議員 私のところも姫路市から応援が来てくれるのかなと思いますが、そして役場も多分大丈夫とは思いますが、一応このハザードマップによりますと、ちょっと水害の危険があるところに引っかかっているんですが、もし、万が一、役場の機能が麻痺した場合の対応については、どのような対策を講じておられるのかをお尋ねします。

総務課長 役場の機能が麻痺することはあってはならないことですので、そうならないような対策を講じております。福崎町が大きな災害に見舞われた場合、その機能を全く発揮できなくなるようことは避けなければなりませんので、まず一つ、停電に対する備えです。

役場には、非常用発電設備を備えています。この非常用発電設備は、停電になると自動的に稼働し、時間120キロワットで72時間、3日間継続して発電できます。庁舎の電気使用量は最大で時間100キロワット程度ですので、通常の業務については差し支えないと考えています。

次に水害ですが、議員おっしゃるように最新の防災マップ、この役場敷地辺りも浸水想定区域となっております。最大で40センチ程度浸水するというシミュレーションですが、ここで考慮すべきは、現行の浸水想定区域は、想定される最大限、24時間で617ミリの雨、これが流域全体に降った場合の河川の氾濫を想定しておるものです。

今、先ほど40センチ程度と言いましたが、仮にこれぐらいの大雨になったとしても、玄関の出入口に土のうを積み、ポンプで排水しながら、まずは電算機器を守ること、これは可能だと思います。水位が戻った後、先ほど非常用発電設備のお話をしましたが、これを使いながら業務を再開していくことになると思います。執務室の状況によっては、2階大会議室などを臨時の窓口にするなどとも考えなければならぬかもしれません。

最後、地震に対してですが、庁舎は平成26年に耐震化工事を完了しています。耐震診断に使われる指標で、構造耐震指標、I s 値というんですが、そういうものがあります。一般的に震度6から7程度の大規模な地震においても倒壊の可能性が低いと言われるI s 値は0.6となっておりますが、役場庁舎は特に重要な建築物ということで、I s 値0.75を確保した構造となっております。以上でございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。安心しました。

次に、災害時の避難訓練ですが、今年度は各福祉施設に訓練が義務づけられましたが、役場の職員の災害時避難訓練の実施状況についてお尋ねします。

総務課長 その災害が水害であれば、役場の職員は被害が災害規模に発展するかなり以前から水防体制を取っておりまして、降水量や河川の水位を確認しながら、一定の段階で災害警戒本部を設置し、必要に応じて職員の招集、避難所の設置などの手続に移っていきます。それですので、職員自身が職場から避難をすると

いうことは考えられません。その後、災害の規模によっては、そのまま災害対策本部に切り替わるということもあります。

また、地震のような突発的な災害、これが執務中に起こったときは、職員は例えば机の下に潜るとか、屋外に出るとか、自分の身の安全を確保する一時避難が必要と考えます。ただ、この一時避難の後、状況が安定してくれば、前述の水害の場合と同様、災害規模によっては職員は災害対策本部の業務に移っていくということになります。

大塚記美代議員 マニュアル的なものはありそうかなと思ったんですが、実際の訓練は実施していないということですね。

総務課長 実施しておりません。

学校教育課長 ありがとうございます。

3番目に、農業基盤の整備と・・・。

議長 一般質問の途中ですが、休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時12分

◇

議長 会議を再開いたします。

大塚記美代議員 では、最後の3番目の質問に移ります。

農業基盤の整備と新しい農業経営の展開についてお尋ねします。

地域が抱える農業の問題の解決についてどのように進んでいるのかをお尋ねします。先ほどからも何人もの方から質問を受けていましたけれども、今年、耕作されていない農地を特によく見かけると感じています。昨年よりどれくらい広がっているのか。

先日、農地パトロールをされたというふうにお聞きしています。詳しい集計はまだだと思いますけど、概算でも結構ですが、私の印象では、耕作放棄地面積がかなり広がっているのは確かだと思います。そしてそのスピードがかなり速いのではないかと感じています。令和元年に7.9ヘクタール、令和2年で8.5ヘクタールという先ほどのご回答でしたが、今年、令和3年にはもう9.何ぼいくんじやないかなと思ってますけど、その予想どおりという認識でよろしいでしょうか。

農林振興課長 8月末に農業委員会で農地パトロールをやっておりまして、そのときの結果なんですけれども、恐らく12から13ヘクタールの耕作放棄地という格好で上がってきておりますけれども、その後、農業委員さんの指導、それから通知による指導、それから個別の指導、そういったもので、いくらか、いつも減っているんですね。

令和2年度につきましても、12ヘクタールを超えとったのを、皆さんの指導とか、そういったものによって8.5まで下がったというような状況になっています。

それから、作物を作らないで草刈りの管理だけしているという農地が、福崎町にはございます。それが令和元年は190ヘクタール、草刈りだけやっている農地があります。令和2年につきましてもは180ヘクタールありまして、こういうものを保全管理地というふうに言うんですけれども、大塚議員が指摘の農地は、こういった保全管理の農地についても多くなっているんじゃないかなというふうに感じておられるのかなというふうに思っております。

大塚記美代議員 ごめんなさい、認識が違うというか認識不足だったんですね。保全管理地は耕作放棄地ではないということですか。

高齢化が進む中で、その草刈りも多分もう担い手がいなくなるというのが目に見えていると思いますが、私ども住んでいる西谷でも、高齢化で、うちの息子もいますけど、多分、草刈りもようせんと思いますが、この草刈りもしなくなる本当の耕作放棄地ですね、それがどんどん増えていった場合、その実害はどのようになっていくのでしょうか、お尋ねします。

農林振興課長 耕作放棄地が広がりますと、害虫が発生して、隣で耕作している農作物にも被害が及ぶことがあります。それから、防除や雑草に化学薬品が使用される頻度も量も増えてくるというふうなことも予想されます。また、野生動物が潜む場所、そういったものも民家や農家近くになりまして、その野生動物の被害も考えられます。また、何よりふるさとであります農村の景観が台なしになってしまいます。また、災害に対して弱い箇所が増えて、大型の台風や地震などで人命や家屋による深刻な被害が及ぶ可能性も高くなるというふうに考えております。

そのようなふるさとに対して、心理的なものなんですけれども、住民さんとか帰省された方、それから、福崎町には関係ないんですけれども、訪れた方がどのような感情を抱くのかということで、ふるさとに誇りや愛着を持ってない人が増えて、緑豊かな住みよい村づくりやまちづくりができないというふうに考えております。

大塚記美代議員 心情的なものも分かりますが、そのために、自分の体はもう動かないんですね、それでどうすることもできなくて、金銭を投入して草刈りの人を雇うとかというようなことに、被害がすごく多いということであればせざるを得ないのかなとも思いますが、かなり歴史を遡ると、西谷なんかの場合は、山を先祖が開拓して田畑にしていたものが、また山に戻るだけではないのかなと思うんですけど、その意見についてはどうでしょうか。

農林振興課長 どうしても農地として管理できないというふうなところにつきましては、植林等を行って山に戻すのも一つの方策かなと考えております。

大塚記美代議員 その森林の管理のほうが、下草刈りでさらに大変だよという、ある人の意見も聞いたのですが、そんなに大変なんですか。

農林振興課長 森林でありますと、どっちが大変かというのと、一番に農地でありましたらトラクターとかでずっと乗ったまま刈ることも可能かと思いますが、森林になりますと、自分で担いでやる草刈り機で刈ることになると思うので、体的にはしんどいかなと思います。

大塚記美代議員 ありがとうございます。息子にどっちがええか聞かなしょうがないと思いますが、次に、研究を兵庫県立大学に委託していると思うんですけど、その集落営農の研究者の、この福崎の集落営農の10年後の見通しってというのはどのようになっているのでしょうか。

農林振興課長 令和2年度から、営農組合の広域化の検討業務を、県立大学とやっております。1年目は集落間の耕作に関する連携状況、それから営農形態の基礎資料を整理して、広域化した先行事例等の分析も行っております。

10年後どうなっているかなんですけれども、10年後に、福崎町に広域化した営農組合があるかどうかというのは、現在のところ、見通すことはできないです。

植岡議員の一般質問のところで回答しましたように、今年は、10年後も集落で農業を継続しているであろう農業者たちに、これからの農業の継続について

必要と考えられる集落や町の支援や協力はどんなものがあるのか、どんなものが必要なかというような意見を聞く機会を設ける予定にしております、アンケート調査後にワークショップも開催して、その結果と広域化に関する研究内容について、農会長様を初め、集落営農の代表、農業委員さんとかに投げかけて、農村環境の維持のために集落営農の広域化も有効な手段でありますよというようなこともご理解いただいて、ぜひ設立に向けて取り組まれるよう努めたいと考えております。

大塚記美代議員 10年後の見通しはできないというのが、すごくぐさっときましたけど、多分そうでしょうね。この人口動態がどうなるかというのも分からないですしね。高齢化が進むのは分かっていますが、若者がどれだけ福崎町に残って、入ってくるのかというのがもう見通せない状況ですのですね。

次に、6次産業の発展の見通しについてお尋ねします。

この見通しもあまりできないのかなとも思いますけど、このプランの中に、町はJAと連携していくというふうなことも書かれてあったのですが、現在、先ほどその貸付資金のJAバンクのものがあるというふうに聞いたんですけど、それ以外の具体的な事例があれば教えてください。

農林振興課長 商品の開発とか加工所に関しては、特にJAとの連携は今のところございません。商品の販売につきましては、旬菜蔵の福崎店で取扱いができるようになっております。

他地区になりますけれども、JAと町の連携では、神河町に兵庫西農協の神崎ゆず加工所がございます。そこでゆずドリンクやゆずマーマレードを製造しておりますけれども、経営的には厳しいというふうに聞いております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。なかなか厳しいと思いますが、次に、その後継者の育成というのが、先ほどからもかなり質問に出てたんですけど、福崎町では、現在、小学生の農業体験っていうものを盛んに行われているようですが、具体的に自分の将来像を描く時期である中学生や高校生に対して農業体験、農業経験をしていただくという意義は大きいのではないかと思うのですが、中高生に対する取組についてのお考えをお尋ねします。

農林振興課長 現在、中学校では、トライやる・ウィークなんですけれども、その中で西治の営農組合が受入れを行っております、そこで農業体験ができるというふうなこともあります。この西治営農組合だけでなく、ほかの農業関係者が受入れができるように、今後も福崎町で加入の促進をしたいと考えております。

それから、高校生に関しましてはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。大学生ですけれども、以前、板坂営農がアルバイト生を雇っていたというふうなこともあります。学生の時間が取れる時期と農繁期、マッチングは必要なんですけれども、あと板坂営農のほかの営農組合も人手が足りないというような時期もあると聞いておりますので、これらの機会をうまく捉えられたらなというようなことも考えておまして、そういった面で取り組んでいきたいというふうに思っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。大学生というのはちょっと頭になかったんですけど、そうですね、アルバイトっていったら金銭も発生するし、いいのではないかなと思っておりました。

最後に、福崎町のもち麦についてお尋ねしますが、もち麦は今後どのように発展させていこうと考えておられますか。

農林振興課長 もち麦につきましては、町の特産品であり、住民の宝というふうに捉えております。福崎町のもち麦の振興につきましては、「もちむぎの恵みで、みんなが

元気！」という理念を設定しております。この理念に基づいて、その振興の方針として5つの柱を設定しております。もち麦の健康効果を生かして販売力を高めること、民俗学、ツーリズムと連携してもち麦のよさを広める、それから、生産者と消費者の相互理解を深めて地産地消に努める、地域・企業・学校・関係機関の連携を強化する、最後に、もち麦の理念や目標を地域で共有するというふうにしております。

もち麦は福崎町の特産品としまして、町内外において定着してきております。もち麦の生産につきましては、令和3年度産ですけれども、作付の種子用も合わせると49ヘクタールで、転作品種の割合でいうと、その他野菜の18%、小麦の15%に次ぐ12%で、3位となっております。農業施策の柱の一つというふうに位置づけてもいいと考えております。

それから、もち麦の生産部門の目標としましては、作り続ける意欲の出る環境づくりを掲げて取り組んでおります。新規品種のフクミファイバーは、水溶性の食物繊維が従来種と比べて1.5倍ということで、健康機能性を今まで以上にアピールをできるというふうに期待しております。

また、従来種である米澤2号につきましても、香りや食感など昔からあるもち麦の独特な特徴に人気がありまして、この二本柱で両方を支援していこうというふうに考えております。

大塚記美代議員 ちょっとこれ、通告というか詳細に書いてなかったことなんですけど、私ももち麦の利用者の1人ですが、結構なお値段がするんですよ。それで、地産地消ということをおっしゃっていただいたので、福崎町民とか、神崎郡民とか、そういう縛りをつけて、このもち麦の割引券の発行というようなことについては、ちょっと私の知り合いの若い人から、若い人はやっぱりあまりお金を持っていないので、ちょっとええんやけど高いっていう声を聞きましたので、そういう、なっ得商品券もいいんですけど、もち麦に特化した割引券の町民専用というか、独特の割引券の発行とかについては、町長、いかがでしょうか。予算が要ることなんですけど。

町長 もち麦の振興につきましては、町が1反1万円の補助金を出しているんですね。そういった援助をして今のお値段なんです。ですから、今のお値段を頂かないと、なかなかもちむぎ食品センターの経営が難しいということもあります。

また一方、そういったもち麦の消費拡大のためのPRをするときに、チラシなんか半券をつけていまして、これを持っていただければ割引きしますとか、そういったいろんな対応もしておりますので、今聞いたような意見もあるということをお食品センターのほうに伝えて、もち麦の消費拡大につなげていきたいなというように思います。

大塚記美代議員 ありがとうございます。ではチラシを捨てないで、取っておこうと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議 長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は、吉高平記議員であります。

質問の項目は

- 1、コロナ感染症関連 対応人員・負荷具合について
- 2、コロナ感染症関連 PCR検査の費用負担について
- 3、土砂災害特別警戒区域の消防団への実績雨量データ提供について
- 4、七種山登山道の草木落葉等の清掃について

以上、吉高議員。

吉高平記議員 こんにちは。議席番号4番、吉高平記です。

議長の許可を得て、一般質問通告書に基づき進めます。

まず、コロナウイルス感染症対策関連で、6月に引き続き質問させていただきます。

コロナウイルスの新規感染者数は、最近、全国的にもワクチンの接種の進展のおかげか減ってきており、ありがたいことだと思っています。

さて、本日は8月のピーク時点での福崎町の保健センターやコールセンターの対応人員についてお聞きします。

保健センター、コールセンターの対応人員は、感染者拡大で6月時点に比べて増強されていきましたか。6月に質問させていただいたときは、保健センターは職員6名、コールセンターは会計年度任用職員4名とのことでしたが、先月時点ではいかがでしたか。業務の負荷のオーバー等はなかったでしょうか。

健康福祉課長 保健センターの業務でございますが、6月時点では高齢者のワクチン接種等を行っておりましたので、こちらのほうの予約時間の問合せ、それから予約変更の電話などが大変多うございました。

そのため人員も必要でしたが、今は59歳以下の方への接種も大分進んでおりまして、コールセンターや予約変更などの対応は、保健センターの職員と会計年度任用職員2名で対応できている状況でございます。

ですので、今は接種業務の準備や運営が主な業務ということになっておるところでございます。

吉高平記議員 了解しました。

特に先月ですが、ニュースなどでは保健所の業務が逼迫していると聞いていましたが、保健センターなどから応援に行ったりすることはあったのでしょうか。

学校教育課長 第3波でありました昨年の12月から今年の1月にかけてなんですけれども、県から応援要請がございまして、龍野保健所へ2週間、それから福崎保健所のほうへ1週間、交代で応援に行っておりますが、今は各市町ともワクチン接種の業務ということがあるため、県からの応援要請はない状況でございます。

吉高平記議員 了解しました。

次に、PCR検査の費用負担についてお聞きします。

保健所が認めた行政検査は無料、一方、自主検査は有料で、先月、8月には、町内では2万円余り支払った事例を聞いています。この線引きで、グレーゾーンで感染を増やす結果になってはいないか心配です。

この場合のグレーゾーンとは、例えばある人が昨日密接に数時間いた人が、実は今日、コロナウイルスの感染の陽性が判明したとします。熱や体調不良の自覚がない上、PCR検査の自主検査は高額なので受けず、保健所からPCR検査しなさいと行政検査を指示されるまでは、普通のウイズコロナ予防で生活するパターンです。そして数日後、本人も発熱し、体調不良を自覚して保健所に相談すると、PCR検査してください、そして陽性が判明した。そういう場合、このグレーゾーンの期間に、第三者に感染を広めてしまったという危険性です。

そこで質問ですが、9月現在、何かいい方法が取られていて、このような心配、危険性は取り越し苦労に過ぎないのでしょうか。それともこの危険性はやはり潜在的に存在しているのでしょうか。

健康福祉課長 コロナウイルス陽性者の急増によりまして、県のほうにつきましては陽性者の適切な療養や健康管理などを最優先とするため、積極的な疫学調査の対象を陽性者の同居の家族、それからクラスター化が懸念される施設などのみとされているところがございます。

したがいまして、質問議員が言われますような事案は発生する可能性はありますが、今は発熱等の症状が出た場合にPCR検査を実施するというようなことになっているのが現状ではございます。

吉高平記議員 最近、この中播辺りの感染者もかなり落ち着いてきていますので、そういった件数も少なくなってきたかなとは思いますが、もし福崎町が政府や県に先立って、つまり行政検査の適用基準の若干枠外者に対しても、例えば近くで、あるいは陽性者と過ごしたことが明確な人の場合、町がPCR検査代の幾らかを負担するようにして、PCR検査を促進できないものでしょうか。

健康福祉課長 先ほども回答させていただきましたけれども、兵庫県としましては適切な療養への調整や、自宅療養者の健康管理ということで、命を守ることを最優先ということで、積極的疫学調査の範囲を絞って行うこととされているのが実情でございます。ですので、発熱などの症状がない方については、行政検査としてのPCR検査対象とはなっていないというところではございます。

今のところ、町としまして、県の対応に沿った形での対応をしていきたいと考えておりますので、町独自のPCR検査費用の負担助成等については、考えていないところではございます。

まずはマスクの着用、手洗い、手指消毒、それから3密を避けるなどの感染予防対策をしっかりとさせていただくということが重要なことというふうには考えておるところではございます。

吉高平記議員 了解しました。これから次の波が来る可能性もありますので、その辺りが後手後手にならないように、むしろ福崎町が先行して感染防止に努められるように、よろしくをお願いします。

次に、土砂災害特別警戒区域への、特に消防団への現状実績雨量データなどの提供について質問いたします。

今年7月のように、天気予報により避難指示があるような場合、地区の消防団員は警戒体制で詰所に待機して、リスクがあっても定期的に、あるいは必要に応じて随時危険現場に出向き、現状を確認して防災に努めています。

そこで質問ですが、現場に雨量計を設置していただき、雨量実績データが詰所で確認できれば、消防団員の出向く頻度が調整でき、また事前準備をして現場に臨め、彼らのリスク軽減に役立つのではないのでしょうか。

技 監 雨量情報は非常に重要な情報です。ただ、土砂災害発生メカニズムを考える際には、土壌への雨の染み込み具合というのが重要な要素となります。長く雨が降り続いた場合には土壌が湿潤状態になりまして、その状態で強い雨が降れば、土砂災害発生のおそれが非常に高くなるということになります。

気象庁と県が発表する土砂災害警戒情報は、雨量だけでなく土壌の湿潤状態を考慮して、予測を含めて発表している土砂災害の危険度情報でありまして、土砂災害を警戒する大雨警報とともに、最も配慮すべき情報です。つまり、雨量だけで土砂災害っていうのは非常に判断しづらいということではございます。

それから、土砂災害特別警戒区域のというようなご質問でございます。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの中でも、土砂災害が発生した場合に、あくまで計算上になりますが、崩壊土砂の勢いにより木造家屋が計算上壊れる範囲というふうな範囲になっていきます。そのため、住宅地の開発規制等を行う区域というような位置づけでございます。

警戒すべきは土砂災害特別警戒区域だけじゃなくて、土砂災害警戒区域ということになります。その前提で、消防団員の皆様には、町内2か所にあります雨量

計の情報や、それから、1キロメッシュごとに分かるようになっていきます土砂災害の危険度を10分間隔のほぼリアルタイムで見ることができるようになっております、気象庁ホームページのキキクルというものがございます。それから、国土交通省の川の防災情報、あるいは兵庫県CGハザードマップなどで対応いただければというふうに考えております。

吉高平記議員 6月のときに質問して、似たような回答があったんですが、しょせん予報系のデータは、レーザーを使って雲の厚さとか、いろいろのものを総合的に判断するというので予報されるんです。6月の段階では、私の質問は、予報をより正確にという面で質問したんですが、この7月の警報が出たときも、10時間ぐらいで、確かに高岡のほうの高齢者が避難されたんですが、それも1人だったんですが、実際、それほど雨が降らず、10時間当たりで記録には160ミリぐらいしか降っていなかったと。ただ一時的に非常に厚い雲ができていたというようなことで、実際、消防団員にとってはそんなに雨が降っていなかったと。

そういうときに、彼らは最大限の装備をして、頻繁にその警戒地域を回る必要が、予報だけを頼りにしていたら発生してくる。でも実際、彼らはそんなに降っていないことが分かってるので、その予報と現状とのギャップについてどうしたらいいか。で、行ったときに、彼らは感覚的に、たくさん降ってた、全然降ってないよという、あくまでも定性的な判断で行動してしまう。そのところを、全ての気象データを消防署の詰所に欲しいとは言いませんが、せめて雨量だけでも定性的な数値データがあれば、彼らのノウハウの蓄積にもなると思って、あえて今回、再度質問させていただきました。いかがでしょうか。

技 監 申し上げましたとおり、雨量情報っていうのは確かに非常に重要な情報ということがございます。ただ、例えば消防団の皆さんが行動されるとき、何に基づいて動かれるかというところを、私、先ほど申し上げた土砂災害警戒情報というのは、恐らくオーソライズされた土砂災害に対する情報としては一番重要な情報とっております。

その中で、さらにその、もし雨量情報が、降り方が違うのはやっぱりあり得る話だと思います。谷が違えば違うでしょうし、雲の動きによって変わってくると思います。その中で、あればいいからつけるというよりは、その雨量情報がなぜ必要かと。その雨量情報が消防団のパトロールのこういうところに役立つとか、あるいはこの情報があればパトロールの頻度が変わるのにというところが明確になった時点で検討すべきものかなというふうに考えております。

吉高平記議員 その因果関係を追跡して、調査して研究するのは、かなり日数とそういった大雨の機会を捉える、なかなかすぐには出ないと思いますが、できるだけ、福崎町団だけでなく、ほかも含めて、計測と実施と実績と自分らのアクションが、一連のデータの下でどうしたかというようなマネジメントができれば、福崎町民だけでなく消防団員そのもののリスク軽減にも役立つ方向が、先ほどの答弁でも見えてきましたので、気の長い話かもしれませんが、ぜひご協力を頂きながら進めていけたらなと思います。

最後に、次の質問に入ります。七種山の登山道の草木・落ち葉等の清掃についてです。

登山道の草木・落ち葉等の清掃、登山道を塞ぐ倒木の伐採等は、高齢化が進むボランティアに依存しています。しかし、ご存じのように、全部を周回する場合、普通に歩いても一日がかりの広いエリアです。ボランティアだけでは、定期的かつ組織的に実施しにくくなっており、草木のその成長にはとても追いつきません。

また最近のアウトドアブームもあり、他府県からも多数ハイカーが訪れており

ます。それを背景に、七種エリアを福崎町の自然観光資源として一層盛り立てていくための研究会も始めました。

そこでまず質問ですが、登山道の草木の清掃や倒木の排除から始める場合、人件費やツール代が充当できる何か適切な事業はありませんでしょうか。

農林振興課長 森林ボランティア活動で人件費が支援される仕組みは、今のところございません。しかしながら、公益社団法人兵庫県緑化推進協会が、森と緑とのふれあい支援事業にて、苗木、作業用具、土木資材や普及啓発に要する経費として、限度額1か所当たり30万円の助成をしております。この事業を利用されたいかがかというふうに考えておりました。詳細につきましては農林振興課の担当のほうまでご相談ください。

地域振興課長 コロナの影響で、商業施設やレジャー施設、人ごみを避けて、身近な山へハイキングに出かける方が増えております。七種山のハイキングコースは、福崎町の重要な観光スポットの一つでございます。ハイカーに緑豊かな自然と歴史を感じてもらいながら、楽しく山登りを体験していただきたく思っております。

現在のコースの状況を確認いたしまして、倒木や、それからコースに陥没がないかなど、いろいろと状況を把握させていただきたいと思っております。その上で何か支援ができることがないか、考えさせていただきたいと思っております。

吉高平記議員 ありがとうございます。これから前向きに、七種山の登山道を、より一層歩きやすく、安全に、ハイカーの人にも喜んでもらえるような地域にしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了しました。

次の定例会4日目は、明日9月22日水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分